

第九十四回国
参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和五十六年三月二十日(金曜日)
午後四時一分開会

委員の異動

三月十九日

三治 重信君

補欠選任
柄谷 道一君

三月二十日

野呂田芳成君
柄谷 道一君

補欠選任
松尾 官平君
三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 太郎君
衛藤征士郎君
嶋崎 均君
藤井 裕久君
龜山 篤君
塩出 啓典君

委員

岩本 政光君
大河原太一郎君
堀木 又三君
片山 正英君
河本嘉久蔵君
塚田十一郎君
福岡日出磨君
藤井 孝男君
松尾 官平君
大木 正吾君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
多田 省吾君
矢追 秀彦君

國務大臣

大蔵 大臣

近藤 忠孝君
三治 重信君
野末 陳平君

政府委員

大蔵大臣官房審議官

渡辺美智雄君

大蔵省主計局次長

矢澤富太郎君

大蔵省主税局長

吉野 良彦君

国税庁次長

高橋 元君

国税庁直税部長

川崎 昭典君

国税庁間税部長

小幡 俊介君

常任委員会専門員

小泉 忠之君

事務局側

公正取引委員会事務局長

伊藤 保君

警察庁刑事局長

矢部丈太郎君

警部少年課長

石瀬 博君

説明員

本日、の會議に付した案件

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

委員の異動について御報告いたします。
本日、野呂田芳成君が委員を辞任され、その補欠として松尾官平君が選任されました。

○委員長(中村太郎君) 酒税法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○近藤忠孝君 最初に大臣にお伺いしますが、昭和五十六年度の酒税の収入を一兆八千三百億円と予定しておりますけれども、それは確保できると、こういう自信はありますか。
○國務大臣(渡辺美智雄君) 何とか確保しなければならぬと思っております。

○近藤忠孝君 何とかということ、私恐らく科学的根拠は乏しいのではないかと思っております。いままで衆議院以来の説明を見ますと、需要の動向で酒全体の平均として約六%の需要の増があると、あとは税改正による減退分が一分と、だから恐らく大丈夫だろうという、こういう認識だと思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 数量といたしましては、五十六年度見込み額は先生御指摘のとおり六・五%の増でございます。ただこれは五十四年度に、五十五年の二月ごろに値上げがございしました関係で駆け込みがございまして、五十五年はかなりの数量が全体として落ち込んでおります。したがって、五十六年度の数量を正常であった五十三年度の数量と比べますと全体で二・二%の増ということになりますので、数量自身といたしましてはかなり控え目な見方をいたしております。

○近藤忠孝君 そこで突っ込んでお聞きしますけれども、酒類の消費の中身ですが、家庭用とそれから営業用ですね、この比率はどれくらいなものですか。

○政府委員(矢澤富太郎君) どの程度、家庭用、業務用の区別がなかなかつかない問題がございしますが、手元にある数字を申し上げますと、一つは五十四年度に調査をしたものでございしますが、五十三年度の小売店の移出数量につきまして業務用と業務用以外に分けたものでございします。酒類全体で二六%が業務用、業務用以外のものが七四%。それからビールでは三〇%が業務用でございします。それ以外が七〇%。清酒は一八%が業務用、それ以外が八二%。ウイスキーにおきましては二九%が業務用でございまして、それ以外が七一%でございします。なお、これには小売の売り先別に統計をとったものでございしますから卸の業務用というのが入っております。ちょっと古い数字になりますがビールについて申し上げますと、業務用が、これは十年前ぐらいの数字でちょっと恐縮なんでしょうが四三%、家庭用が四九・六%、その他恐らく贈答用だろうと思ひますが七・三%という数字がございまして、正確な数字は若干むずかしいかろうと思ひます。

○近藤忠孝君 大きな議論をしますとそれで結構だと思ふんですが、そこで家庭用の場合にはいままで特級飲んでおったのが一級とか、一級が二級とか、安い方になつていくと、そういう意味で税の減収が当然あると思ひます。それから業務用については、これはやはり飲食店関係の現在の動向を見なきゃいかぬと、こう思ふんですが、これは国税庁になると思ひますけれども、飲食店のいまの景況の状況、これはどうでしょうか。
○政府委員(小泉忠之君) 飲食店の関係は直接の所管ではございせんけれども、御指摘の点は税務調査等国税庁でもいたしておりますが、その関係でわからないかと、こういう御趣旨かと存じますが、実は個々の飲食業者の税務調査いたしてお

りますけれども、やはり酒類の売上金額とかあるいは仕入れ金額、在庫の金額、金額を主体に行う調査が多いわけでございます。調査項目の一つとして消費量を取り上げることもございますけれども、業界全体の酒類消費量については詳しく把握しているという点では実はございませんわけでございます。正確にお答え申し上げるわけにはまいらないと思ひます。

○近藤忠孝君 大臣、最近ですね、いわゆる飲食街、町の飲食街に行つて飲食されたことはございますか。最近のことです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) しょっちゅうあります。

○近藤忠孝君 そうしますと町の空気というのは、大きな数字の問題とは別に、業者のいろんな話とか、あるいは飲食された場合そのときの雰囲気とかいうことはわかると思うんですけれども、町の状況どうでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは町全体ですが、非常に何といひますか、日本の置かれてある立場というものをみんな理解をしましてまいりまして、どちらかという消費節約型の空気が漂っております。

○近藤忠孝君 それは一面結構なことだと思うんですが、反面酒税の収入という面から見ますと、家庭用はさき言ったとおりですが、やはり業務用の関係はその動向に相当左右されますね。そこで伺ひたいんですが、サラリーマンの一日の小遣いは大体どれくらいで、どんなことに使っているか御存じですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは正確な統計があるのかどうか私よくわかりませんが、人によっても千差万別ではないかと。よくわかりませんが、近藤忠孝君 これはやはり消費の動向に関係しますので申しますと、一般に申しまして総額決まっておりますから、一日千円なんです。一日千円のお小遣い持つて、昼食が六百元、たばこ二百円、コーヒー二百円と、あと酒の分が出てこないんです。ですから、実際最近の公共料金の値上げと

かいろんな点からは大変敏感になっておつて、町へ飲みに行かない。こういう点で、大臣はしばしば飲みに行くそうですが、私はたまにしか行きませんけれども、たまに行つたときのこととそれから今度業者からじかに聞いた話総合しますと、大変落ち込んでおるんです。そういう状況は御存じですか。

(委員長退席、理事藤井裕久君着席)

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういう傾向にあると思ひます。

○近藤忠孝君 これも實際聞いた例ですが、たとえば京都の木屋町あたり、ごく普通の店だと思つてなんですが、人を使えないので大体夫婦で営業して月の売り上げが三十万、二人の働き分十五万だといふ、こんなところが大変多くなつていて、こういう状況であります。ですから、實際やつていないので、町に相当最近ピンクサロンなど出ていますけれども、實際いままでの営業でまともにやつていけないので、一発当ててということ出ていて、こういうような傾向にあるわけですね。しかもこういう業界の事情ですと、酒税の値上げ分を価格に転嫁できない。転嫁しますと客が来なくなつてしまふ、こういう問題もあるし、昨年来の電気あるいはガスの値上げ、これらが相当に響いておつて、それが今日大変飲食業界の転機が多いい、こういう状況になっていきますね。となれば、当然これ酒税に相当影響あると思うんですが、その点の御認識ありますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは世界的な傾向ではございますが、日本は先進国の中では景気は一番いい方なんです、これでも私は、今度の予算が成立をして、総合経済対策をやつて、適正な労使の配分が行われるということになっていけば、日本の経済というものはやはりいままでのようなスピードというわけにはいきませんが、安定成長路線に乗るんでないかと、そう思つております。

○近藤忠孝君 いまお酒の話をしております、街で一杯飲むかどうかと、こんな話をしております

ですが、いまの大きな話となかなかこれはつながらないんです。それは大臣御認めになると思うんです。だからそういう答弁されたと思うんです。

そこで、いつも大臣、今回の酒税の値上げは大したことはない、こういう説明を大受おもしろおかしくやつておいて、その例として清酒一杯の増税分わずか一円五十銭じゃないか、大したことはない。確かにそれを聞きますとみんな、ははんとお笑ひしますが、しかし実際の状況を見てみますと、要するにこの大臣の説明というのは影響をなすだけ小さく見せよう、こういう渡辺さん一流の宣伝だと、こう思ふんです。しかし事実をやつぱりはつきり見なきゃいかぬと、こう思ふんですが、そこでこれはどちらになりますかお伺ひしますが、飲酒人口というのがありますね、飲酒人口一人当たり幾らの酒税負担か、これはふえた分じゃなく、全体の酒税負担一兆八千億円を割つた場合どうでしょうか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 人により飲む量はまちまちでございますので、割つた数字がどういふものを意味するかわかりませんが、一兆八千三百億円を、飲酒人口五千五百九十四万人でございまして、これで割りますと、一人当たり三万六千七百七十四年間酒税を負担するという数字が出てまいります。

○近藤忠孝君 一世帯は幾らぐらいになりますか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 世帯当たりで直しますと、世帯数が三千五百八十三万世帯でございまして、一世帯当たり年間五万一千七十五円の負担と相なります。

○近藤忠孝君 それでいまのはぐちと一口口にすると人も含めてですが、これは世間一般に言つてお酒の好きな層、いわゆる飲み助といひますかね、大体これが安定したしかも収入に比較した多額納税者で、やつぱり酒税を支えている層だと私は思ふんです。ここがやつぱり大事な層です

が、その辺の人数は大体どれぐらいにとらえて、その人々の納税、年間に使う酒代どれぐらいか、いかがでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 飲酒人口のたゞいまお答えをいたしましたけれども、その中でいわゆる飲み助といひますか、毎日飲酒をしている階層でございまして、これは私も所管ではございませぬが、厚生省で五十四年の十月に調査をいたしました「保健衛生基礎調査概況」というのがございまして、これによりまして、成年男子で毎日飲酒している層は三七・二%ということになっております。女子もそれがございまして、三・七%ということでございます。先ほど審議官からお答えがございまして、五十五年十月の成年人口にこの率を掛けて出しますと、飲酒人口そのものが三千三百万人でございまして、そのうち毎日飲む階層は、男で千四百六十二万三千人、女で五百五十四万人、合計いたしました千六百十七万七千人と、こういうことになっております。

○近藤忠孝君 一人当たりで割ると大体どれくらいになりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 人口の面で大体三割になりますので、先ほどのお答えが逆になつていくということでございます。

○近藤忠孝君 となりますと、これはかなりな額になるわけですね。で、やつぱり酒税というものはふえた分がどれだけかということももちろん大事ですが、いままでは負担をしておる、そしてそれがふえるんだと、しかも最近、御承知のとおり昨年に比べて勤労者の所得は減つていくわけですから、実質に、そしていろいろな公共料金などの値上げとなりますと、私は当然これは酒の消費に大変影響があると思ふんです。

そこで、これも大臣の御認識をお伺ひしますけれども、最近はお酒の支出が減つていくのかふえていくのか、個人個人見まして、これは家計調査などから見てどう認識されていきますか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 家計調査の数字を見ますと、傾向的にはふえているようでございます。

○近藤忠孝君 これは五十五年九月、それからこれはごく最近のもので十一月、いづれも「家計調査報告」、総理府の統計によりますと、嗜好食品がマイナス三・五%の減少、その中で特に酒類は実質マイナス八・三%の減少、五月以降実質減少を続けていると、それは特に最近もずっと続いている。ですから実質所得が減っている中で、普通ですと私はこれはそういうときこそ一般消費よりも飲食の方がふえると思うんですけれども、実際は一杯の酒あるいは少しの食費も節約をしていると、これが私は現状であろうと思うんです。そういうところに増税していくということ、これは私は実態に合わないんじゃないかと思うんです。

そこで、これも資料をお伺いしますけれども、所得階層別の酒税の負担割合はどうなっていますか。

○政府委員(矢澤富太郎君) ただいま手元にありますのは五十二年の家計調査の数字でございます。十分位に分けてまして、第I分位が実収入で十五万円でございますが、その負担割合が〇・四六でございます。それから真ん中のV分位のところをとりますと収入で二十五万二千八百七十九円、負担割合〇・四二、一番高い所得のX分位のところをとりますと四十九万九千七百七十一円、負担割合〇・二四という数字でございます。

○近藤忠孝君 やはり完全な逆進進になっていると思うんですね。ということは、私はいままでの質疑で、大臣こういう点は余り御認識なくて、でかい日本経済全体は十分御認識になっておられるようですけれども、こういう庶民の税負担能力がどうであるかあるいはその中に占める逆進進の問題ですね、余り御認識なしにこの酒税の増税を進めになったんじゃないか、こう思うんですが、そういう点でもう一度庶民の立場に立った考え直し、あるいは再検討、あるいはそこに思いをいたす、そういう点について御答弁いただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋元君) これは酒税の基本的な性質でございまして、酒が致酔飲料という特殊な嗜好品であるということ、そういうことからいわれる財政物資として課税をしておるわけでございまして。これは各国ともさうでございまして。したがって、酒税はこれは御承知のとおり、酒類に対する支出というのはいわゆる支出弾力性が一割を割っておりまして、〇・三ないし〇・四ぐらいでございまして、それは支出がふえまして酒に対する支出はそれほどふえていかないわけでございますから、仰せのように所得十分位に並べますと逆進的になるわけでございまして、酒税そのものが所得再分配と異なる観点からつくられている税金でございまして。たびたびお答えしておりますように、たばこに対する消費税部分というのが最も逆進性が高い。第I十分位と第X十分位と比べますと税負担率は四倍違います。酒の方は若干そこは、全体としての分類差等課税ということとで高級酒には高い税率がいくようになっておりますから、そこは是正されますが、大体第I十分位と第X十分位で二対一ぐらいになります。それは仰せのとおりであります。所得税を加えて考えていただければ所得分配は累進的になっておるわけでございまして、そういう税制全体で果たして逆進か累進かということをお判断いただくのがしるべきではないかというふうに思っております。

○近藤忠孝君 それで私は、当てはまる時期とそれからそうでない時期とあると思うんですね。現在私はいまの理屈を当てはめるべき時期ではないんじゃないか、こう思うんです。

そこでお聞きしたいのは、酒税については常に価格に対する税率が一定でないと何かいかなぬようなことが、これは衆議院以来ずっとよく言われておるんですけれども、なぜそうなのか。やっぱり国民の生活苦しいときにはせめてゆっくり酒でも飲めと、大いに働いてかせいで、そして税金をもちょうと払ってくれと、こういう方法だってあると思うんです。それを先ほどのような酒税の累進性の問題をこういうときに持ち出して、いまな

ぜ上げなきゃいかぬのか、こういう説明全然ないんですね。だからなぜ一定割合でなきゃいかぬか、この点をちょっと御説明いただきたいと思うんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはやっぱり国の財政確保ということがございまして、それで私は近藤委員の言うのも一つの政治家としての当然の見識だと思えます。決して間違っているものというものは申しません。申しませんが、やはり国の財政というものがあって、財源があつて歳出があるわけですから、歳出の方はもうみんな社会保障もよくしなきゃ、恩給もよくしなきゃ、教育もよくしなきゃ、いっぱい言うわけですね。財源の話になると余り味方がありませんでしてね。そこで、どういふように取るかということについては、一応まあいままでのしきたりみたいなものもございまして。そのかわりやはり酒税においても、いま局長の言ったのは、大体まあこれぐらいの分野で酒税は受け持っておるんだとか、いろいろ言っているわけですよ。しかし私は、それも一つの理屈で、財政を預かる者にしてはやはり一カ所から取るわけにはいかない、法人税だけというわけにもいかない、有価証券税だけというわけにもいかないということ、今回はやむにやまれず所得税以外の重立った税目について広く薄く増税をお願いしたということは事実なんです。しかし近藤委員の言う考えを取り入れないわけではなくして、同じ酒税の中でも、たとえばしょうちゅうならばコップ一杯で、盛りつ切り一杯九十六銭しか値上げをしてないとか、お酒なら一円五十銭しか値上げしてないとか、そのかわり特級酒なら一合で十七円値上げしているとかいう、お酒の中でやはり庶民大衆の普通飲む物、私もしょうちゅう党ですからそういう意味では税金は払わないのかもしれないが、そういうことを考えてやはり考慮はしておるんですということを御理解いただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 私が基本的に申し上げたいのは、やはりこれは負担能力の問題です。いま私はずっと飲食業界の問題まで申し上げたのは、飲食業界も含めいゆる庶民の中にこの負担能力が大変減っているんじゃないか、そういうときにいまのような課税は相当でないということを申し上げたので、その点をひとつ十分にお考えいただきたい、こう思ひます。

時間の関係で次に進みますが、次は小売関係の問題です。小売業者約十七万ぐらいおるわけですが、平均年所得はどれくらいでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 小売業者につきましては、昨年まとめた五十四年の調査がございまして、五十四年一月時点の調査を全部まとめてお答え申し上げますと、一企業当たりの総売上高は五千九百六十二万円、そのうち小売業者でも酒類ばかりを小売りしているわけでございまして、酒類の小売分は二千六百九十八万円ということになりまして、税引き前の純利益は二百六十六万円になっております。

○近藤忠孝君 これはお酒だけのようですが、ほかの物を売らなげらもやはり最近はどうしても酒中心になっておると思うんです。スーパーとかほかの商店の変化がありますから。私の調査によりますと年収六百万以下、酒もその他も売って家族数名で働いて、とても従業員など雇えない、しかも重い物を運び夜遅くまで働いて大体六百万円以下というところが大変多いんですが、認識はどうでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 全体の平均でございまして、二百六十六万円の税引き前の純利益ということとでございまして、その状態で、これも平均で申し上げて恐縮でございまして、従業員はどのくらい抱えておるかというのを見ますと、大体四人から五人の小売部門の従業員を抱えて商売をなさつておられる。こういう状況でございまして、売っている数量は大体年間五十キロリットルが平均になっております。きわめて小規模であることは事実でございまして、その売り場面積は二十四・五平米ということでございまして、大型スーパーではなしに一般のスーパーというのは私ども

五百平米以下と見ておるわけですが、小売の平均は大体十坪、二十四・五平米、こういうような状態になっております。

○近藤忠孝君 もう少し私は客観的に実態をつかんだ調査が必要だと思ふんですが、私の調査では大体六百万以下のところが大半であると、こういう事実が出ています。しかも酒類の小売業者の将来性の問題ですけれども、酒全体がそれほど伸びが期待できない、こういう業界でありますし、しかも仕事は大変きついと、家じゅうで働いても年収六百万というのは一般の勤労者に比べてもかなり低くなる、こういう状況ですね。となりますと、後継者問題とかあるいはその他の経営上の大変困難な問題に直面している業者がふえていと思ひますけれども、その点の認識はどうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 先ほどお答えが不足いたしました、売上高の税引きの純利益率、これを申し上げると三・五％ということでございます。赤字企業の割合は全体のうち六・一％という状況でございます。

御指摘の点で後継者問題、いろいろその事業上の悩みがございまして、その際私どももどんな点が悩みであるかという点も含めましてアンケートをいろいろとりました。その結果を概略御説明いたしますと、やはり一番大きな悩みは売り上げが伸びないということが悩みでございます。それから、販売競争が非常に激しい。さらに細かく申し上げますと、やはり商品が多様化して手数が加かる。あるいは店舗、倉庫を拡大しようとしても土地の入手がむずかしい。こういうような悩みがございまして、その中で後継者がいないという点も訴える方がございますが、これは全体の六・八％になっております。後継者がいないという悩みよりも、むしろ人手が不足しているという悩みが一四・二％でございまして、御指摘の点は当然後継者問題というのがあるかと思ひますが、メーカーあるいは卸の悩みと比べれば、小売の場合にはむしろ売り上げが伸びないとかそういう悩みの方が多いんじゃないかというふう

に考えております。

○近藤忠孝君 一兆数千億円のやっぱり税収を確保する大事な分野だと思ふんですね。そこにそういう問題があると、何か私はこれは国としてもそれなりの対応策、それが必要だと思ひますけれども、どんなことを考えようか。

○政府委員(小泉忠之君) 流通界の一番大事な小売の第一線でございますので、やはりこの業界が健全に伸びていくということも非常に大事なことでありうかと思ひますが、現在私どもとしてはやはり取引の実態に合った適切な価格で消費者に適正ないい物を供給するという形で、できるだけ適正な規模でこの営業、経営基盤を固めてほしいというところで、第三次近代化の酒類業全体の、清酒業全体の計画がございまして、その中でやはり流通部門もメーカーとタイアップして、そういう形でいろいろ経営上の体質を強化するという方向にいくように指導いたしております。

○近藤忠孝君 具体的な問題として手持ち品課税の問題があるんですが、これは昨日来も問題になって、お酒の種類別の量をひとつ考えてほしいというふうな意見もありましたけれども、私はそれと関連して指摘したいのは、たとえばサントリー・オールドなどは増税の機会に押し込み販売をしていって、要するに一番これは税の関係で差が大きいものですから、押し込み販売をしているというふうな実情があるように思ふんですが、その点の把握とその対策はどうでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 五十三年度の増税の際にも手持ち品課税で、やはりこれは税の負担の公平という見地から当然経過的な措置として必要な措置でございまして、その手持ち品課税を行ったわけでございまして、その際になるべく仮償が起らないようにということで十分な指導を尽くしたつもりでございまして、今回も非課税限度をその事情に応じて千五百キロリッターから千八百キロリッターへ上げまして、そういう仮償が起らないような措置も加えて準備をいたしたいというふうに考えておりますが、特定の商品に

つきましておっしゃるような思惑がある程度働いて仮償的な動きが出ると。これは価格改定の際には当然起るわけでございまして、増税に際するこういう動きは、いま申し上げましたように手持ち品課税の措置が加えて逆にあるために、過大なそういった経済ロスを伴うような荷動きというものは通常の価格改定の際と比べますと非常に少ないというふうに考えております。

○近藤忠孝君 押し込み販売の反面、今度は逆にある特定の品物については品不足も起ると、こういう問題も現実には発生するようですね、毎回毎回ね。これはどうして起るのか、またその対応策はあるのか、その点どうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 押し込み販売という御指摘でございますが、これは常々私ども公正な市場というところで、公正取引の公正な市場で正常な取引が行われるようにということにつきまして、業界の自主的な公正競争規約等を基準にいたしまして努力を期待しているわけでございまして、その効果が申しますと、これが昨年公正競争規約が小売業界につきましても公取の認定を受けまして実施に移されておりますので、そういう意味で取引が公正化していくことは昨年あるいは一昨年と比べればかなり正常化していくのではないかと。したがって押し込み販売とかいろいろそういった不当な取引というものは、かなり業界の自主的な努力もありまして正常化していくというふうに期待いたしております。

○近藤忠孝君 それからこの増税の際のもう一つの小売業者の不満は、手持ち品課税の調査の関係でしよう。品物を調査しやすいように並べておけるというのがこれ全小売業者に指示されるそうですね。いままで店に売りやすいように並べておけるのが、調査の便宜とは大分違ひますから並べかえらうと、また終わったらもとへ戻すとか、これは大変な作業だということですね。この辺ももう少し簡便化した方法とか、もうちょっと効率的なうまい方法はないんですか。

○政府委員(小泉忠之君) もし当法案が可決され

ました際には、五月一日に手持ち品課税が行われるわけでございまして、その際には、事前に数日前から記帳の点につきまして各業者の方々をお願いをいたしまして、正確な出入りの記帳をお願いして、それに基づきまして調査を行うわけでございます。したがって、現物の確認も当然でございます。したがって、それを裏づける帳簿の準備ということも、御多忙の中ではございませうけれども、なるべく業界には不便をかけないような措置を組み合わせながら、やはり帳簿と現物との両面で適正を期して行っていくというふうに考えております。

○近藤忠孝君 どこに來るかかわらないためにみんなも全員がやると。そうするとこれは大変な大騒ぎになるわけですが、これは今後の問題としてその辺の簡素化とかも適切な方法、それをひとつお考えいただきたいと、こう思ひます。そこで次に、卸の関係ですが、全酒類の関係で卸の数は一万二千九百二十三。小売が十三万四千ですから、十軒に一軒というこれはかなり割合としては大きな数になると思ふんですね。となりますと、私は巨大な卸売業がある反面、中堅もありませんけれどもかなり弱小の卸売業もあると。そんな中かなり過当競争なども起きておるんじゃないかと思ひますが、その実情どうでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 卸売業につきましても採算状況につきましては国税庁でも実情の調査をいたしております。ちなみに御報告申し上げますと、その利益状況は酒類卸売業につきまして売上高に對しまして税引き金利益、純利益率は〇・八％ということになっておりますが、食品の全体の卸売業に比べまして、これが〇・七％でございまして、遜色がない形になっております。赤字企業の割合も一五・一％ということでございます。これもまあまあという水準ではなからうかと。御指摘の一キロ当たりの売上高等につきましてこれを御説明いたしますと、やはり小売の先ほど御報告いたしま

した五十キロリットル程度の売り上げに比べまして三千七百六十キロということ、平均いたしましたとかかなり大きな差になる。総従業員は平均して四十一人を配しておること、でございます。全体として数が多いでございますので、そのうちでは場合によっては零細な卸売業者もございまして、総体の平均としてはそういう状況になっております。

○近藤忠孝君 私問題にしているのは特に零細なところでございますね。たとえばウイスキーの八割のマーシンを四割か五割まで減らして、小売に對してですね。そうすると、今度實際得るのは二割か三割というふうなことになりますと、それでまた激しく競争するということ、これは大変な事態がやっばりこの面では起るんじゃないか。こういう面でのこれからの対応策をひとつ考えてほしいと、こう思います。

時間がたつたのでその点だけにとどめますが、問題は流通業界全体に關する問題はマーシンの問題です。いままでの議論としては、これは端数が出た場合に端数をマーシン分にするというふうなことが問題になりました。一つは端数調整が便乗値上げにならないようにという問題と同時に、増税に伴うマーシンの増をこれを適正にやっていくと、こういう問題などが出ておるんです。私はこの問題単に端数の問題だけではなくてもう少し深い問題がある、マーシンの問題、こう思うんですが、いままでの答弁ですとその問題は増税額が確定した後の問題で、そしてその段階で指導していきなさいというんですが、私はもう現にそれが行われておるんじゃないかと、こう思うんですが、どうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 何度もお答え申し上げておりますように酒類の価格は自由価格のたてまえになっております。したがって基本的には、増税額が確定いたしました各企業がそのときどきの市場の状況を前提にいたしまして値決めをする、と、こういうことになっております。

マーシンの問題でございますが、今回の価格改

定は値段は上がりますが増税分が上がるということとが主体でございます。そのほかマーシンの分としてその値段に繰り込むというところはいたしておらないわけでございます。と申しますのは、これは厳密に申しますとやはり市場慣行による価格の段階でございまして、たとえばビールでは五円刻みあるいは清酒では十円刻みというものがございまして、その差額が仮に出た場合には、これはやはり生販三層でございまして、この配分が決まると、こういうことになってございまして、いわばマーシンのついたような形のものになるかどうか。それはやはりその端数の処理として、端数でございましてその整理として決まるといふふうに心得ておるわけでございまして、マーシンの率の問題につきましまして、これは長くなりますが、昨年の年初に全酒類について一〇〇程度の価格改定をお願いいたしております。消費者には御不便をおかけしたわけでございしますが、これはそのときの状況に對してコスト面あるいは流通面のいろいろな経費の増加というものに對して値上げをいたしまして、その際にマーシンの率につきましまして、かなり流通界のそういった事情を織り込んだ形で価格改定を行つておるという状況でございまして、問題がその後発生しておるというふうには私も思つておらないわけでございまして。

○近藤忠孝君 昨日の参考人のお話聞きました。これは洋酒、ビール、それから清酒とそれぞれお話をあつたんですが、自由価格だから話し合ひで決まるんだというんですけれども、しかし実際は、この業界というのはメーカー主導の業界で、そこで私、実態を見てみますと、たとえばマーシンの率を比較してみますと、一番少ないのがこれは現行マーシンの率ですが、ウイスキー特級で一七・四割、小売が、ビールで一七・八割、それから清酒になりますと大体一九割から二二割という数字になります。これを見てみますと、洋酒とかビールとか業界全体が流通界に對して力が強いと、その中でもさらに力の強い業界ほどマーシ

が少いんですね。やっばり経済の法則どおりお互いの力関係で決まってるんだらうと。となりますと、大臣、清酒の場合はお米が高くて苦しめられておる、その上マーシンの高いということは力が弱いからなんですか。ということ、これはマーシンの分を仮に今度増税になりますから負担割合ふやさないでやいかぬとしても、これは端数の切り上げじゃなくてむしろ切り捨てる方にしまして、そしてそのへつ込み分は、清酒はともかくとして洋酒とかビール、この業界に負担させる力は十分あるんじゃないか。というのは、このマーシンの決まり方で力の弱い業界の方がたくさん出してるんですから、力のある方はこれを出してないということ、これは、これまで出せる余裕がある。で、先ほど来、私は飲食業界とかそれから一杯飲む国民の方には負担能力ないと申したけれども、ここにはあるんですね。現にこれはもう経済法則上どおり出ています。そのところのこのマーシンの分です、適正なマーシンを保証するということは大事なこと、先ほど来間税部長出てますので、大臣、その辺をひとつお考えになる余地はないのか、いかがでしょう。

○政府委員(小泉忠之君) 昨日も参考人との質疑で私も拝聴いたしましたけれども、御指摘の点確かに格差はついておるけれども、昨日も御議論ありましたように、歴史的に言いますと従来からのいろいろな取引の状況によつて自然に形成された部分というのが大部分になっておるわけですが、その理由につきましまして御説明あえて申し上げますと、やはり商品によつて取り扱いのロットも違ふと、それから流通の方式も違ふというところとございまして、主としてやはり商品の値がと申しますと、たとえばビールなどは量が非常に大びんでいきますと多くなるとかそういうふうなもの、あるいは商品管理の点で非常に経費がかかるとかいろいろな事情がこの基礎になりまして、この流通マーシンの、いわゆる流通の経費が基礎になったマーシンのございまして、決まっておると。その中にはやはり回転率というふうな問題も

ござらうかと思ひます。したがって、必ずしもメーカーとの力関係によつてマーシンの格差がついておるというふうには私も理解いたしておりますのでございまして。

○近藤忠孝君 歴史的に決まってきたということは、まさに長い間の経済状況、それが反映されてだんだんだんだん決まってきたんです。清酒業界が苦しくなつたから、それに比べ込んで一遍にマーシンを小売業者が取つたとなれば、まさにそれはそういう問題起きまして、これは、これはだんだん長い間に起きてきたということの中にむしろ逆に経済的な裏づけがあるんじゃないかと。しかも扱いと申しますけれども、マーシンの關係して言えば、ビールなんというのはそれはマーシンのから見てもたくさんあるでしょう。清酒は一本で済むわけだからね、その額から言ひましてね。となれば、むしろ扱ひは清酒の方がやりやすい。しかしマーシンの高いということになります。とはいま間税部長の説明は必ずしも當を得てない。となりますと、大臣、この機会にやはり負担能力のあるところに課税をする、わずかな端数の問題でありますけれども、しかしそれで便乗値上げとか、総額にすると大きな問題になりますから、そういう点ではそれに対しては国民に負担をかけないという意味で端数は切り上げじゃなくて切り下げ、そしてその負担分は特に洋酒、ビールについてはメーカー、そういう指導をしたらどうだろうか、これは何も結果的にどうなるか、これは交渉ですからやってみなければわかりませんけれども、大臣がそういう点に乗り出せば、やはりみんな一杯飲みながら端数下がつたら大臣のおかげだと、こういうことは出てくるわけですね。(笑)

○政府委員(小泉忠之君) 昨日も参考人との質疑で私も拝聴いたしましたけれども、御指摘の点確かに格差はついておるけれども、昨日も御議論ありましたように、歴史的に言いますと従来からのいろいろな取引の状況によつて自然に形成された部分というのが大部分になっておるわけですが、その理由につきましまして御説明あえて申し上げますと、やはり商品によつて取り扱いのロットも違ふと、それから流通の方式も違ふというところとございまして、主としてやはり商品の値がと申しますと、たとえばビールなどは量が非常に大びんでいきますと多くなるとかそういうふうなもの、あるいは商品管理の点で非常に経費がかかるとかいろいろな事情がこの基礎になりまして、この流通マーシンの、いわゆる流通の経費が基礎になったマーシンのございまして、決まっておると。その中にはやはり回転率というふうな問題も

○近藤忠孝君 歴史的に決まってきたということは、まさに長い間の経済状況、それが反映されてだんだんだんだん決まってきたんです。清酒業界が苦しくなつたから、それに比べ込んで一遍にマーシンを小売業者が取つたとなれば、まさにそれはそういう問題起きまして、これは、これはだんだん長い間に起きてきたということの中にむしろ逆に経済的な裏づけがあるんじゃないかと。しかも扱いと申しますけれども、マーシンの關係して言えば、ビールなんというのはそれはマーシンのから見てもたくさんあるでしょう。清酒は一本で済むわけだからね、その額から言ひましてね。となれば、むしろ扱ひは清酒の方がやりやすい。しかしマーシンの高いということになります。とはいま間税部長の説明は必ずしも當を得てない。となりますと、大臣、この機会にやはり負担能力のあるところに課税をする、わずかな端数の問題でありますけれども、しかしそれで便乗値上げとか、総額にすると大きな問題になりますから、そういう点ではそれに対しては国民に負担をかけないという意味で端数は切り上げじゃなくて切り下げ、そしてその負担分は特に洋酒、ビールについてはメーカー、そういう指導をしたらどうだろうか、これは何も結果的にどうなるか、これは交渉ですからやってみなければわかりませんけれども、大臣がそういう点に乗り出せば、やはりみんな一杯飲みながら端数下がつたら大臣のおかげだと、こういうことは出てくるわけですね。(笑)

○政府委員(小泉忠之君) 昨日も参考人との質疑で私も拝聴いたしましたけれども、御指摘の点確かに格差はついておるけれども、昨日も御議論ありましたように、歴史的に言いますと従来からのいろいろな取引の状況によつて自然に形成された部分というのが大部分になっておるわけですが、その理由につきましまして御説明あえて申し上げますと、やはり商品によつて取り扱いのロットも違ふと、それから流通の方式も違ふというところとございまして、主としてやはり商品の値がと申しますと、たとえばビールなどは量が非常に大びんでいきますと多くなるとかそういうふうなもの、あるいは商品管理の点で非常に経費がかかるとかいろいろな事情がこの基礎になりまして、この流通マーシンの、いわゆる流通の経費が基礎になったマーシンのございまして、決まっておると。その中にはやはり回転率というふうな問題も

○近藤忠孝君 歴史的に決まってきたということは、まさに長い間の経済状況、それが反映されてだんだんだんだん決まってきたんです。清酒業界が苦しくなつたから、それに比べ込んで一遍にマーシンを小売業者が取つたとなれば、まさにそれはそういう問題起きまして、これは、これはだんだん長い間に起きてきたということの中にむしろ逆に経済的な裏づけがあるんじゃないかと。しかも扱いと申しますけれども、マーシンの關係して言えば、ビールなんというのはそれはマーシンのから見てもたくさんあるでしょう。清酒は一本で済むわけだからね、その額から言ひましてね。となれば、むしろ扱ひは清酒の方がやりやすい。しかしマーシンの高いということになります。とはいま間税部長の説明は必ずしも當を得てない。となりますと、大臣、この機会にやはり負担能力のあるところに課税をする、わずかな端数の問題でありますけれども、しかしそれで便乗値上げとか、総額にすると大きな問題になりますから、そういう点ではそれに対しては国民に負担をかけないという意味で端数は切り上げじゃなくて切り下げ、そしてその負担分は特に洋酒、ビールについてはメーカー、そういう指導をしたらどうだろうか、これは何も結果的にどうなるか、これは交渉ですからやってみなければわかりませんけれども、大臣がそういう点に乗り出せば、やはりみんな一杯飲みながら端数下がつたら大臣のおかげだと、こういうことは出てくるわけですね。(笑)

ムーズにいくか、いままでのしきたりもありますし、あなたのおっしゃるのも理屈です。そうすると同じビール屋さんならビール屋さんへ行つても、その中でも違うんです。また、売れるやつは利益は薄いし、なかなかおまけいっけいって売らなければならぬというところは、同じビール業界ならビール業界の中が違ふと、ウイスキー業界の中が違ふと、酒屋の中が違ふんです。また、業界だけでなくて、ですから、それらの関係もございまして、やっぱり原則的には自由価格ということでしょう、現実には自由価格という点を打ち出して、うまく守られるかどうかということも問題があります。しかし一つの御高説でございますから、検討をさせていただきます。

○近藤忠孝君 私はずいぶんことを申すかといひますと、酒類関係者が、これは参考人来てても異口同音に、本心とは違つて増税やむを得ませんと、そういうふうな言ひをします。その理由は幾つかあると思うんですが、私はその一つに端数の切り上げ分をマージンとして認めてやるから、マージン増として認めてやるから増税に賛成しろと、そういう約束がなされたという話を私は実は未だへ行くと聞くんですね。もう約束されているんだと、だから大丈夫なんだということ、現に私、これは小売の現場へ行きましたら主要酒類の推定増額表というのを全部上がった分出て、推定価格が出ておるんです。そしてマージン分も出ているんです。マージン分も。マージン分幾らとマージンがふえる分までも全部書いた一覧表が酒屋さんに全部配られておるんです。というところは、私がいま申し上げた増税を認めるかわりにこの端数切り上げ分は——このマージン分というの端数切り上げ分です、それは認めてやるぞと約束がされたという話を聞くもんですから、その点で申し上げているんです。だからそれはむしろここで切り下げて、こういうことはもしないというなら、そういう約束ないというならばそれは逆に切り下げて、しかし小売や卸のマージンは保証しなければいけませんから、それは先ほど申

上げたような方法でやたらどうかと、こう提案申し上げるんですけれども、こういう問題があるだけに私は申し上げるんです。いかがですか。○國務大臣(渡辺美智雄君) まあしかし酒税が上げれば自分の仕入れ代金も上がる、それで結局売り掛のサイトは同じだと、在庫の期間も同じだということになれば金利もよいかかるということにもなりますね、金利も。そこらとの兼ね合いもあるいたしますので、せつかくの御提案ですが、直ちにここであなたの御提案に賛成というわけにもいきません。もう少し私自身が勉強しないと答えられませんから、勉強をしてみたいと思ひます。ただ少しぐらいのことでもまた流通業者とけんかして売上げが減つちやうとも私も困るの、そこらの兼ね合いもこれはありますから、慎重を期さなければならぬと思つております。

○近藤忠孝君 頭のいい大蔵大臣ですから、勉強すればまたいい考え出ると、こう思ひますのでよろしく願ひしたいと思ひます。

そこでもう時間なくなりました。最後に特にこれはメーカの問題としては、清酒メーカの問題、これはもうすでに各委員も触れておりますように、やはり今日の困難な状況の中でやはり一つは原料米への助成の問題、それから地酒の振興、それから清酒についての正しい認識を広げるといふような問題があると思ひます。私はそれ全部賛成です、この点でひとつ大蔵省もその措置をとってほしいと、こう思ひますが、特に中小メーカが生きていくためにはよい酒、それから特色のある酒をつくる、そしてそのために真剣な努力をして、その中で米を中心にした酒づくり、そこで初めて特色が出てくる、そしてこれが生きる道だといふ点がすでに指摘されています。そこでこれはきのうも参考人に対してお聞きをした点と共通しますけれども、これはいま急にというところはいろいろな問題もありますけれども、これから長い一定の方向性の問題として、やはり清酒というものはこういうものだといふ一つの定義づくりをしていく必要がある。本当にいい酒をつく

るといふ観点からの定義づくり。それからもう一つは、級別制度についてはぜひいろいろな疑問点が出ています。それについて、じゃ級別制度を廃止した場合にどんな方法があるのかという点についてはいま暗中模索です。そこでいま一つの方法としては、製造方法についてのいろいろな段階、それを基礎にひとつ考えたらどうかという提案がされていきます。必ずしもそれでいきますが的確なものができるかどうかは別問題ですけれども、せつかくそういう提案がされておるわけですから、民間から出ているそういう提案は積極的に受けとめて、そういう研究をどんどん進めて級別制度にかわる新しい格づけ問題、そういう問題をやる必要があるんじゃないかと思ひます。それについての御答弁をいただきたい。

以上です。時間もありませんから以上で……。

○政府委員(小泉忠之君) 前段の地酒振興あるいは中小メーカ育成のための対策、この実情は先生よく御存じの状況でございますが、今後のあり方につきまして一言お答え申し上げますと、やはり地酒振興対策としては第三次近代化を現在進めておりますが、その中でやはり重点を置いて今後指導してまいりたい。その内容としては、従来もやっておりますが、やはり地域業界ぐるみの共同需要開発事業、これもかなり成果も上がっておりますが、それににつきましては側面的な支援を今後も行つてまいりたい。それから、酒質にいろいろ特色を持たせた統一銘柄というのがございまして、これは各地に随所に最近出てまいっておりますが、これも共同でそういう統一の銘柄を開発いたしまして、そしてそれに対する私も製造技術面等についての支援を行つております。

それから地酒のメーカさんの方々に對しましては、やはり共同して組織をつくりまして、地酒頒布の会を組合方式でつくつた場合には、販売業免許等についても前向きに弾力的な運用を図つてまいつてきておりますが、やはり何といつても地域の経済体制の中に組み込まれた清酒の地酒の關係のメーカさんにつきましては、非常に重要な

拠点でございますので、私も今後清酒製造業全体の振興の一つのポイントとしてやってまいりたい。清酒製造業全体に対するそういう私どもの業界対策は、やはりこれは言うなれば中小企業対策全般と同じ次元の問題でございますので、今後でもできる限り進めてまいりたいというふうに思つております。

○政府委員(高橋元君) 級別についてのお尋ねでございますが、清酒及びウイスキーその他の級別でございますけれども、これはより高い酒にはより高い税負担をお願いいたします、こういう基本的な分類差等課税の思想によつておるものでございまして。昭和十八年以来の制度でございます。現在三段階というものは御案内のとおりであります。しかし級別についていろいろ問題が指摘されてきておまして、私もたびたび申し上げておると思ひますが、級別の基礎になつておるものが、品質が優良であるまたは佳良であるという、舌と鼻でいわれる官能テストで級別区分を行つておること、それから任意の申請によるということでございますので、たとえば二級酒で一升びん一万円というような高い酒が出てまいりますと、価格別の展開と税負担の階級別というものが必ずしも一致しないという矛盾も出てまいります。そこでこれを従価税、従量税制度とも絡めまして、級別制度自体のあり方についてどうするかということになりますと、かねがね申し上げております酒類、酒税制度の抜本的見直しの一環というところまで掘り下げませんと、安易に答えが出てまいらないわけでございますので、そういう場を非常に近いうちに設けまして、関係の方々の御意見も伺いながら、国会での御意見に基づきまして時間をかけて検討したいというのがたまたまの考えであります。

○近藤忠孝君 結構です。

○三治重信君 もう大分質問も議論も進んでいるので、できるだけ重複を避けて御質問したいと思ひますが、きのうの参考人の何と申しますか御説明や質疑の中で、やはり酒税が一番、増税とい

うことになってくると、毎回の税金の引き上げをずつとやられる。ことに最近では五年の間に三回も増税がやられている、こういうことであるわけなんです、それで皆さんも、ことに日本酒の消費が伸びないということからいろいろの質疑が行われているわけです。

そこでどうなんでしょうか、酒税というのは税金の歴史からいって一番古くて、また一番、国なり王様の財政の主体的にやってきたやつが、いまもそういうことがどうもあって、まず酒税を上げなくちゃという感じが残っているんじゃないか、こういうふうになっているんですが、それは先進国との比較でこの酒税は、日本のこの税負担と所得税のときには大分日本は安いといふことがおしやるけれども、酒税はどうなんですか、先進五カ国との比較で。

○政府委員(高橋元君) 日本と外国とは酒の嗜好がかなり違っておるようでございます。外国人は元来蒸留酒のような高いアルコール分の酒を飲むという習慣が非常に多いわけでございますから、ビールとかワインのような地酒のほかに蒸留酒というのをかなり消費します。アルコール分です、フランス人は日本人のたしか四倍です、たぶんアルコールを摂取するようでございます。そういうことから酒税制度もおのずと民族的な差を反映して違っておりまして、日本の場合には高いアルコールの蒸留酒だからといって必ずしも税金が高いわけではない。たとえばしょうちゅうがその一例であります。それからリキュールなどもそうでございます。逆に醸造酒の中で日本は非常にすぐれた清酒という酒を持っておりますが、清酒とかそれからビール、この辺の税金は比較的高いわけでありまして、これは嗜好からきておる沿革、多分に歴史的な沿革でございます、という、むしろ国民の伝統と云ってよろしいかもしれません。

そういうことでございますから、直に比較はできないのでございますけれども、ウイスキー、ブランドーというものをとって外国の酒税と比べて

みますと、これははば差がないと申し上げてよろしいと思います。アメリカは別といたしまして、フランス、ドイツあたりの蒸留酒税と日本の蒸留酒税の税負担水準というものはほとんど差がない。ただ、ビールとなりますと、これはドイツのよう、一年に百九十本ぐらいビールを飲むようでございますから、そういう国のビール税と日本のビール税とは、これは生活の長い間の伝統からかなり差があるということは申し上げられると思います。

○三治重信君 大体余りそう大した差はない、こうおっしゃるわけなんです、そういうことからいって、割合から言って、どうなんですか。ごく簡単に税収、こういう間接税の物品税全体の割合から言って、日本の酒税の割合はどういうふうになりますか。

○政府委員(高橋元君) 酒税という名前ではいたいておりまして間接税が日本は総体の国税の五・四%でございます。アメリカは酒税という名前には酒税とビール税とブドウ酒税と三つに分かれておりますが、そこで四・八%でございますが、そのほかに付加価値税の中に若干の税収が入っております。それから西ドイツは、これは発泡酒税といふのはシャンパンの税金でございますし、蒸留酒、それからビールと三つに分かれております。それを合算しますと一・九%ですが、付加価値税として相当の税収を上げております。フランスは飲料税が一・五%、これはブドウ酒、リンゴ酒、アルコール税といふものの合計でございます。これまた付加価値税がついておる。イタリアの場合には酒税が〇・四%でございますが、これも付加価値税と分かれて税収が入っております、でございます。

○三治重信君 わかりました。ばくは日本の酒税といふのは、ばくは別に辛党ではないんですけれども、別にそう何かえらい、きのうの説明だと税金の取りやすいところから取るためにどんどん上げていくみたいな感じを受けたんですが、諸外国

と比較して税率と言っても、それから物品税の中収入の割合から言ってもそれは差がない、こういうことでございまして、やはりこういう大衆消費のこれからの物品税のやつも、所得階層の大體似た諸国ともある程度均衡をとった税の体系をとっていただくのがやはり税体系に対していいんじゃないか、こういう意味で御質問したわけですが、わかりました。

それからこれは別のまた話なんです、最近酒類の免許制度についてわれわれのところへいろいろ、二、三批判や自由販売制度にすべきじゃないか、免許制度はこれは税金を取るためにというところとで設けたんだけれども、いまやそういうのは庫出税なんだから、税金を取るのに小売りの免許制度といふのはおかしいじゃないか、非常に何といひますか、この免許制度によってむしろ税金を取る目的、税金が安定して取れるために小売りなんかの免許をやったんだけれども、現在ではむしろ自由競争にして自由販売にしたらもっと販売が伸びるんじゃないだろうか。また第一線の小売業者の知恵によって製造者にいろいろの消費者の需要の好みが反映されて、そしてむしろ免許制度をやめた方が酒税の方がもっと上がる、消費の刺激、消費の促進に第一線が努力をする、こういう理屈でこの免許制度はもう古い、だからこれはやはり自由競争にすべきじゃないか、こういうことに対して、大蔵省も当然こういうことを御存じだろと思うんです。どういう理論の対応というんですか、考え方も違って対処されるのか。いまの免許制度といふのはやはり第一線の小売業者がブローカーいながら非常に安定的な確実な販売といふことで喜んでおるわけなんです。そしてわ

りあいに業種間横の連絡をとって非常に秩序ある販売をやっている、そういう意味において一面非常に零細業者の生活の資になつておる。これは非常に社会の安定のために役立つと思つておるんですが、そういうことと、だから免許制度といふものの考え方といふものがやはり初めやうと

きと変わってきたら変わってきたように指導していかなければ、そこで非常に第一線で考え方が混乱をする、こう思ふんですが、それに対する対応を大臣、また事務当局からやっていただきたい。

○政府委員(高橋元君) 販売業の免許制度は昭和十三年にできたわけでございますが、当時の帝国議會での議事録をひっくり返してみますと提案理由はこうなっております。「酒税二付キマシテハ酒税ノ保全ヲ期スル為酒類、酒精及ビ酒精含有飲料並ニ麥酒ノ販賣業ニ付キ、免許制度ヲ採用スルコトシ」云々となつております。したがって制度の鑑別は確かに酒税の保全を期するというところにあつたわけでございますが、昨日国税庁からお答えをしておりましたように、現在では酒が非常に高率の課税が行われております致酔飲料であるといふことから、酒税の保全を図るために秩序ある販売のシステムをとるということが一つあると思ひますが、同時に国民の嗜好に非常に深く根づいておる商品でございますから、消費者に対して円滑に酒類を供給するということもあわせて重要な機能になつておるといふふうに思ひます。仮に酒を自由営業にいたしますと、自動販売機で幾らでも酒が飲めるというふうなことになるまいと、たとえば国民の保健上、それから年少者の教育上、また交通取り締まりその他で非常な不合理も生じてくるというふうに思ひますので、いま申し上げましたように、もう四十何年の歴史を経た酒の販売業免許についてはその運用の改善はもちろんなるが検討をいたしておられると思ひますけれども、これはやはり酒税制度の中で維持をしていくべきものだというのが私の考えであります。

○三治重信君 そうすると、一番小売りの第一線で混乱を来すのはいわゆるスーパードです。スーパードの販売免許を許可するかしないか、これによって非常に地域間の大騒動になる。なるほどスーパードといふのは一面非常に小売りの大量販売で周囲に喜ばれますけれども、また商戦からいけるといふと、いわゆる目玉、おとり商品をやられたり、

製造業者が非常に製品をたたかれる。そのほかいろいろ小売り上の問題もあるわけなんです。そのほかの方も質問があったかと思うんですが、このスーパの免許についての基準はどういうふうにかえられておりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 運用の問題でございまして、国税庁の方からお答えさせていただきます。

現在、先ほどお答え申し上げましたが、実態調査の結果判明いたしておりますスーパの数がございまして、それから申し上げたいと思いますが、一般スーパは一般小売店とほぼ同様の形になっておりまして、御指摘の点は大型スーパだと思っておりますが、大型スーパにつきましては全国の小売りの販売業者の数のうちの〇・三％というところで五百店を切っております。その免許状況でございますが、仕組みといたしましては御指摘のように、大型スーパにつきましてはやはり地域面におきまして消費面におきましても影響が強いものでございまして、非常に限られた税務署管内の地域の需給状況に限らず、実は国税局長がその是非を判定するという仕組みになっておりまして、全体的な幅広かつた地域の需給状況等を勘案しましてその可否を決定するというところで、まあ消費者に対するニーズというものも考えながら、実はやはり一般小売店に対する影響も同時に考慮して厳格に慎重に取り扱っております状況でございます。したがって、年間この免許を下付する件数というのは非常にわずかな数になっております。

○三治重信君 こういうのは大型スーパなんかがあつて免許申請出たら、やはりうわさとかなんかというだけでまあ販売の免許をとった販売業者がおびえる。だからそういう点についてひとつ情報を正確に、まあ不安の質問や問い合わせについてひとつその見通しなり、考え方なりというものをよく業者と、それからまたその地域の実情についてひとつ御配慮を願つて騒動にならぬように御指導願いたいと思うわけでありまして。

それから、この清酒ぐらい日本の地酒と言われながら合成酒が出てきていて、また米がいわゆる農業保護、農産保護のために非常に三倍とか言われたえらい高い値段になっている。これが日本酒の伸びない大きな原因になっていることは確実だと思ふんですが、したがってまあ一面からいいますと、酒の消費を伸ばそうと言えば米の消費を減らした酒の製造方法をとっていくと、酒の消費もふえ税金もふえる。しかし片方、一面地場産業として育成すべきだということとなると米だけの酒をつくれと、そうして地場の本当のそれぞれの伝統ある酒の味を維持せよ、こういう議論になつてくるわけなんです。そうすると、それでまあ若干いままでの税金の上げ方を見ると、日本酒の税金の取り方について税率の引き上げ方、実際の税率は十分かんがへておられるわけなんです。こういうことについてひとつ清酒の対策について総合的な考え方、何か大臣、どういふふうにお思いになつておられるか、ひとつ伺つておきたい。と申しますのは、ビールやウイスキーみたいな一般的に大衆的に消費されるいわゆる大衆酒というものと、地場ごとの銘柄でその好み好みで消費されるというふうにはやはり二段階に分けた指導が行われていくのか、あるいはそうじゃなくて生産の合理化と、コストを下げると、まあ下げりゃいいとかいうこととか、あるいは米からの、いわゆる高いものの原料は節約する方法をもつと開発していくとか、いろいろな方法があるわけですが、その大衆の清酒業界に対する指導の考え方、物の考え方というものをひとつ。

○政府委員(小泉忠之君) 非常にむずかしい御質問でございますので、お答えになるかどうかかわかりませんが、現在私どもが日本酒につきまして指導方針といたしまして考えておりますことは、御指摘のように製造の経済性、コスト面からの合理化と、これは当然やはり経済性の合理化ができる面は十分合理化して、採算、経営状況も健全になるような方向の製造方法ということを一方では期待いたしております。他方では先ほどから御指摘

ございましたように、伝統的な日本酒というものの品質がなるべく国民のニーズにマッチするような品質に、しかも高くなるようにということと、この両面を兼ね合わせて指導をいたしておるわけでございますが、その部分部分につきましてはこれが矛盾するという面も実は出てくるわけでございます。

それで、たとえば具体的な例で御指摘ございましたアルコール添加の問題についてお答えいたしますと、これにつきましては私どもとしては、無制限なアルコールの添加ということについては上限を限りましてこれを制限しておるという承認基準という制度を設けて、一つ一つの企業がお酒をつくり出す際に、米からつくつておるわけですが、白米一トン当たり添加すべきアルコールの上限というものを二百八十リットルということと、承認基準で制限をいたしております。しかしながら、その制限以内で各企業はさらに努力をいたしておられます。アルコールの添加は年々減少いたしておるわけでありまして、反面米の消費といひますか、原料としての消費量は拡大しているわけでございますが、それが現状では、具体的に申しますと二百五十リットルぐらゐまで下がつてきておるといふことでございまして、アルコール添加の歴史は先生御存じだと存じますが、非常に江戸中期から柱じょうちゅうというところでお酒の中にしょうちゅう——アルコールでございまして、これを入れることは酒の保存上から申しますと、それから味を非常に何といいますか端麗にすると思ふんですが、さうしたものにすると、いった面からも、従来から使われてきておる手法であることは間違いないわけでございますが、それが多量に過ぎると品質上御指摘のように問題も生ずるし、コスト面からいけばカバーする率は非常に高いわけでございますが、さういった難点がございまして、さういった点につきましては私ども上限を切つて、承認基準という制度を活用して指導をいたしておるということでございまして。

○三治重信君 そうするとまあ酒の方では構造改善事業が行われて、五十七年というんですから来年に五カ年計画が終わることになる。そうすると、最近ではずっと業者の数が減つていて、また赤字の零細業者がふえている。この中で構造改善事業でどういふ効果があり、またこういうのは地場産業育成ということ、あるいは清酒業の合理化という目的を達するというところからいって、経緯律からいってどういふ効果があつたと見られるか。また今後こういうものに対してどういふふうに対処しようと思つておられるのか。

○政府委員(小泉忠之君) 構造改善事業についての御質問でございますけれども、実は現在実施いたしておりますのは第三回目、第三次の構造改善事業、近代化計画ということでございまして。これは三十九年から現在まで行つておるわけでございますが、第三次は五十二年から五十六年度までという計画で進めております。

その主体、主眼とするところは、第三次の計画につきましては清酒製造業だけでなしに、先ほどもいろいろ御議論ございましたが、流通界も含めて構造を改善していくということで、関連業種協調型と申しておりますが、グループに参加する方々はメーカーだけでなく流通の方も参加して、

〔理事藤井裕久君退席、委員長着席〕
先ほど御説明いたしましたように、統一銘柄とか新製品とかいったことを通じまして、協力して需要を開発していくということとございまして、その主たるねらいは知識集約化と申しておりますが、技術的な進歩あるいは人材の養成、それから共同需要の開発——先ほど申しましたけれども地酒振興にも通ずる問題でございまして、共同して清酒の需要を開発する、あるいは取引関係の改善といったような事業を主体にいたしまして、現在までのところ二百二十五グループで七千二百二十社が参加して実施をいたしておるという状況でございます。今後やはりさういった合理化、近代化の必要性は当然続くわけでございますが、その中で主として私ども主眼といたすべき問題は需要開発で

としか書いてないわけですから、同じコピーとってあるんだから。だけれども、なかなかお役所がしゃべっただけではびんこないんです、これは正直な話だ。だから私そこまで言っちゃっていいか悪いかわかりませんよ。わかりませんが、皆さん政治家でもう酸いも甘いもみんな知ってる間でございますから、そういうようなことで、広がったという中の一つの原因にはまきしくなっております。

じゃ、このままだとどんどん広がっていくのかというけれども、私は先ほど言ったように、ビール屋さんがともかくも日本国内の麦を使ってくれと、日本の生産の五割ぐらいは、ビールの製造のうち五割ぐらい日本の麦を使ってくれと言ふなら——五割使ったって原価にしたら十円か十五円でしょう、恐らく。まあ二十円にならぬじゃないかな、計算してみなくちゃわからぬけれども。一本当たりですよ、ビール一本当たり。ですからそういうようなことで、国の政策にも協力してもらうというようになれば、それは税金とか何もそんなふうなことを頭の隅に置く必要はない、みんながもつとよくなるんですから。そういうようなことも考えてもらいたい。まあ消費者本位だと、消費者というのはやっぱり生産者があって消費者があるわけですから、世界分業でもう外国から安い農産物をどんどん入れて、日本では余りつくらないでもいいんだと割り切っちゃえば、それは話はまだ別な話になつてくるんです、別な話に。だけれども、そう割り切れないところに問題があるわけです。

○野末陳平君 未成年が最近酒を飲むように——まあ昔から飲んでるのかもしれないけれども、特に飲んでる、飲むようになりまして、その消費量もばかにならない。データがあるわけじゃないでしょうけれども、かと言って、未成年に飲んで税金払ってもらえばいいかって、そうもいきませんから、少し気になる部分を質問したいんですがね。

自動販売機で売っている場合は、未成年には買

えないとかいろいろなステッカー張ったりしておりますし、また自動販売機の場合は、深夜の販売というのは当然交通上その他で規制するべきで、昔よりはだいぶ改善されてきたように思うんです。思うけれども、しかし現実にはビールとか日本酒を未成年が夜買つてグルーブで飲んでるという例もかなりあるということで、未成年が安直に酒を手ででき、しかも未成年者が酒を飲んでいても、余り大人も気にとめないというのが日本の大風土みたいな気もあるんで、この辺が一番問題なんです。あるいは飲んではいけないという基礎になつてあるの未成年者飲酒禁止法ですが、これがちよつと時代に合わないような気もしないでもないんで、この辺のことをちよつと税金問題から離れますけれども聞いておきたいんです。これは大体どういう動機で未成年に酒を飲ましてはいけないというふうになつたのか、かなり古い法律ですので、それを参考までにお聞きしたいんですが。

○説明員(石瀬博君) 未成年者飲酒禁止法という法律があるわけですが、この法律は大正十一年三月三十日に制定されております。もつとも当時の帝国議案に提案されたのはその十数年前でございます。明治三十四年の二月に第一回提出、その後十一回目にしてようやく可決成立を見たという法律でございます。

法律案の提出理由書を見ますと三つ書いてございまして、一つは、未成年者は身体の發育が十分でないためにアルコールの害が大きいということが書かれております。それから二つは、学生が飲酒に没頭し學業の目的を達せられないということが書かれてございまして、それから三つは、欧米の先進国においてすでにこの種の法律が制定されており、青少年の健全育成に努めているというところが書かれております。そういった背景でこの法律が制定されたものと考えております。

○野末陳平君 一部当然と思えるし、また一部何となくばかしかいと思えるところもなきにしも

あらずですが、それはいいんです。ただしこの未成年者飲酒禁止法で未成年を二十と、二十歳未満の者というふうの規定されているんですが、この二十歳というのがどうしてここに線が引かれてるのか。まあ成人式も二十だし、選挙権も二十だからそうかなと思つたりするんですが、何しろ趣味、嗜好の世界ですから、なぜここが二十になつてゐるのかもひとつ参考までに……、どなたに聞けばいいですか、これは。

○説明員(石瀬博君) この辺は必ずしもつまびらかにしてないわけですが、当時この法律案が提出されたときに、諸外国の立法例等いろいろ参考にしてゐるようでございます。外国の立法例を見ますと、二十一歳未満といううなところもございまして、二十歳未満といううなところもございまして、十八歳未満といううなところもあるわけですが、十八歳未満といううなところもあるわけですが、どうも当時の徴兵検査といううなところとかかわりもあつてあるいは二十歳未満というところでセツトしたのか、あるいは当時の民法にいたしましたも二十歳未満というものを未成年者という扱いをしておりますので、そういったものとの関連におきまして二十歳未満というふうにされたのではないかと、このように考えております。

○野末陳平君 別にこれを、二十を何歳にしろということでは言っていないんじゃないやしませんけれども、大体未成年と一般に言つた場合に、いろいろな考へ方ありまして、自衛官は十八歳ですから、これは未成年の自衛官になつちゃうし、運転免許証だって十八歳とかあるいはパチンコは十八歳とか、十八歳であつたり二十であつたりいろいろ使い分けられておりますので、お酒というのは趣味、嗜好の世界ですから、この辺は十八でもいいかなとは思ふんです。でも別に、この未成年者飲酒禁止法でこれを二十と決めたのを十八にしろと考えているわけじゃありませんで、問題は、現実に照らし合

わしましてこの法律というものが果たして機能しているかどうかということだと思ふんですね。で、この法律どおりでいきますと実に簡単な法

律なんです、たとえばこのごろの親は、娘、息子を問はず、もう十八、九になればおやじと一緒に酒飲みますからね。親もこれをもう当然のように認めているわけ、じゃこれを法律で罰するかどうか、そんなことはもうどうも考へられてないわけですね。そうするとこの禁酒法というのは、読んでみると、親が二十以下の息子に酒勧めたら罰になるんですね、これは。これは全然時代に合わないというかなンセンスだと思ひまして、こんなもののはもう常識でみんなうまうまやつてゐるわけですから取るに足らないことなんです、なぜこれを気にするかといいまして、最近よく就職やそれから卒業のシーズンになると未成年が酒による事故を起こすのです。何か死んだのもしましたね。ですからそんな場合に、法律はありながら現実にはそういう大きな事故が起きて責任の所在ははっきりわからないし、それが世の中に對する警鐘にもならない、こういうようなことになつてはこんなものがあつても何にも意味がない、そういうふうな考えますと、まずこの法律は未成年に飲酒を禁止してゐるし、そのこと自体は決して悪いことじゃないのだけれども、どうも現実には本当に機能していないのじゃないかというふうな感じがするんですね。

そこで一体、この法律で最近罰せられたどんな例があるかというのに興味があるのですが、親が子供に酒を飲ましてこれにひつかつて科料、これは罰金ですか、取られたなんというのはあるんですか。そういうふうな法律の条文は書いてあるんですけれども。

○説明員(石瀬博君) 昨年一カ年間の状況で申し上げますと、未成年者飲酒禁止法違反として検挙されました保護者というのが五十六人。それから酒類の販売店等の業者……

○野末陳平君 ちよつと途中で悪いんですが、保護者って親ですか。

○説明員(石瀬博君) そういうことでございまして。親とかあるいはおじいさん、おばあさんといううなこともあると思ひますけれども、そう

いうことでございます。

なお、特異な事例として、ことしに入りましてから二件ばかりあるわけでございますが、一つは本年の二月十七日に山形県で六十九歳のおばあさんが、非常に酒好きのおばあさんでございまして、来客が参りましてお酒の接待をしておったわけでございまして、三歳の幼児を下に抱きましてその幼児にも酒を飲ませていたということで、その幼児が翌日死んでしまったということで、これにつきまして過失致死で昨日検察庁へ書類送検いたしました。

○野末陳平君 そのおばあさんを。

○説明員(石瀬博君) そういうことでございませう。

それからいま一件は、三月の二日に熊本県で死亡事故が起きております。これは私立高校の柔道部員十一名とその部員のうちの父親一人、それから監督である教師、十三名で教師の自宅で卒業祝いを行っておりまして、そのうち一人が翌朝飲酒による脳内出血で死亡いたしております。この事件につきましては、その父兄一人と教師一人、二人を未成年者飲酒禁止法違反でこれも昨日、三月十九日に検察庁へ書類送検いたしております。

○野末陳平君 そうすると、事故が起きると結局そこで責任は問われるということで、これは当然なんですけれども、しかしそういう事故は特殊なものでございまして、親が罰せられたというのを聞くことはやたらに子供に酒を飲ませられないということにもなると思うのですが、飲ましていいのかどうかそこが非常に非常に……、親が判断することです。事故が起きた場合には当然そういう結果が出てくると思うのです。しかし問題は、親の問題よりも業者といふんです。やはり酒を売るあるいは酒を飲む場に未成年を置いておいて売り上げが上がるから喜んでいっているのか、そのあたりがもつと罰の対象になるのが現代いわゆる未成年の飲酒禁止法を一番生かすポイントじゃないかと思うのです。それで業者、スナックの業者から半分喫茶店みたいなもの

いろいろあるんでしょうけれども、業者はもうわりと平気で飲ましていっているんですね。事故が起きないから何ら問題になっていないようだけれども、どうなんだろう、いまの事故の、つまり死亡事故という極端な例を除けば、何かあたりまえみたいな顔をして飲ましてまたそれをとめる人もないというのがどうやら日本の実情らしくて、これはいけないとは思いますが、少なくとも業者はそう簡単に未成年に酒を提供してらうては困る。法律はもちろんならぬけれども触れているわけですね。

そこで、この業者との問題について実情をお聞きしたいんですが、どうなんですか、未成年者に酒を提供した業者というのが幾らの罰金でしたかね。何かこれ見ると二十円とか何とかなっているんです。科料という言葉が出てまして……いんですか、ちょっとお願いします。

○説明員(石瀬博君) 未成年者飲酒禁止法では「科料二処ス」と書いてあるわけでございまして、罰金等臨時措置法という法律がございまして、この科料の額というのは「二十円以上四十円未満」ということになっております。

○野末陳平君 そうすると、やぐざとは言わないけれども、変な業者いて、スナックに若いのを集めちやうど少年少女です、酒飲ましたり、かせぎ半分遊び半分みたいな、そんなのがいる。これはどうなんですか、事故が起きたら取り締まりの対象になると、事故起きてなくてやってる分にはほとんど野放しなんだろう、いまだうなんでしょうかね。

○説明員(石瀬博君) 事故が起きてから捜査するというのは決してございせん。で、われわれとしましては、飲酒による少年の心身がいろいろとむしばまれるとか、それが契機になっていろいろな犯罪を誘発するといふような点もございまして、街頭指導その他によって少年の飲酒をできるだけ早期に発見して適切な指導をするといふようなこともやっておりまして、昨年一カ年間で三万二千人ぐらゐの人を指導したりして

るわけでございます。業者に對しても事故が起きてからといふことではもちろんございせん。でして、平常の啓発活動を通じて捜査を行い、昨年は百九十九人の者を検挙したと、こういうことでございまして。

○野末陳平君 ただそれにしても科料の中身が輕過ぎて、こんなの何にもならないんだと、大したことはないやというふうにもとるんじゃないでしようかね。ほくほくとつきつ罰するべきだと思ふんです。罰でもつてすべてを解決するんじゃないですけれども、やはり未成年者に酒を提供することは罪悪だといふ感じはほとんど世の中ありませんからね。そこまで行った方がいいと思ふんですが、輕過ぎませんか。

○説明員(石瀬博君) いまは百九十九人の者を検挙いたしました。御説明したわけでございまして、その科料の実態を見ますと、確かに御指摘のとおり、検察庁へ行きましたもうほとんどが起訴猶予になっておりまして、二十円以上四十円未満という科料自体が言い渡されてないという実情にございまして。これは確かに、非常に悪質な業者に對しましては非常に輕きに過ぎる刑であるといふような感じもいたしておるわけでございまして、大体そういうような場合には他の風俗営業等取締法違反とか、その他の関連法令を駆使しながら重い罰金を科していくといふふうなことをやっておりますので、相応の効果は果たされているといふふうに感じております。

何分にも酒の問題というのは非常にむずかしい問題でございまして、家庭教育あるいは学校教育、さらには社会教育といふものを進め込んで酒のこわさといふものをよく一般に浸透させなければいけないといふことで、この罰則のみで解決ができるというふうな問題ではないのではなからうかというふうな感じもいたしておるわけでございまして。

○野末陳平君 事実そのとおりで、やはりこれは自覚ができてからうまい飲み方ができるんだしうけれども、未成年は好奇心だけでいきますから、どうしてもある程度周りが氣をつけなければいけないだろうと思ふんです。それでよろしいですか大臣、いいんですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) はい。

○野末陳平君 そこでちょっと、大分脱線してしまいましたが、業者が……いまのは業者と言つてもスナック業者の話でしたけれども、小売業者です、お酒の。アメリカなどではやはり未成年が酒を買いに来ると売れませんね、身分証明書を示させて、やっぱりこれはたてまえ上かもしれないが、わりとうるさくやっているようですね。国民性の違いかもしれません。日本の場合はこれは未成年が買おうが、子供がお使いに来たのと同じような感覚でほんぶん売ってしまう。現実にコ

ンパとかなんとかわいゆる中学生、高校生、これは別に非行少年少女だけでなくて、酒屋で酒を買つてきて飲んでるんですね、アパートやなんかで。ちよつと酒屋さんがもう少し厳しくしてくれたいんじゃないかと思ふんです。身分証明書を提出させてなんということがあるのかどうか知りませんが、いづれにしても、どうなんでしょう、結局これは未成年に酒を飲ませて余り氣にとめないいまの日本の社会が欠陥なわけですから、もし言うなれば、そうすると、業者は直接その酒を扱うんですから、やはり安易に少年少女に売らないといふふうにするべきじゃないかと思ふんです。これをどういう形で徹底させるかは別として、考え方としては、やはり身分証明書を提出して確認するといふぐらゐに厳しくしてもいいんじゃないでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) 小売業者の現状について私の方から、先生よく御存じだと存じますけれども、申し上げたいと思ふのが、現在やはり酒販店では未成年者の二十歳未満の方にはお酒を売らないようにといふことは、先ほども御議論ございまして、免状業者でございまして、心掛けて商売をなさる方が免許されておるといふふ

うにまず基本的には私も判断いたしておるわけでございますが、それにつきましても、しかし実際上、そういったことのないようにという指導は努力をいたしております。

で、先ほども御指摘ございましたように、たとえば自動販売機で消費者の利便に――余り一〇〇％利便を考へてということでありまして、そういった弊害も起こるということでございますので、最近はこの自動販売機については、自動販売機だけで小売をするというような業態は認めておりません。したがって、現在かなりの数の自動販売機がございまして、それにつきましても、必ず責任を持った業者が自動販売機を設置するという形になっております。現在十二万件を超えておりますが、その中でやはりビール等の比較的酒類の度数の少ないものが大半を占めておるといふふうに考えられますけれども、そういった措置もとっております。

それからもう一つ大事なことは、やはり対面販売で販売をされるということがやはり基本的には大事ではないか。したがって、零細な方も多いわけでありまして、必ず責任を持った方が対面をして売りするというのが基本になっておりました。しかしながら、その場合に未成年者であるかどうかということとはなかなか判断がつかない、事実上そういった面もあるいはあろうかと思ひます。

それから御両親が飲まれるということで子供さんが買ひに来るといった場合にどうするかとか、そういったような問題も実は実際上はたくさんあるんではないかと思ひますが、いづれにいたしましてもそういった点は心がけておりますが、特に自動販売機につきましては、やはり飲酒運転とかそれから未成年者がお飲みにならないようにというようなことは、大きなステッカーをつけましてやっております。それから夜間の販売につきましても、これはまた業界の自粛になるわけでございますが、昭和五十年以来、夜中の十一時から明け方の五時までは売らないということを原則にいたして

ておりました、これも十七万の業界でございますので、その徹底の度合いについてはいろいろ部分的には問題もあるかと存じますけれども、全国的にはそういった形で自粛の度を強めておいて、問題のないような取り計らいが行われつつあるといふふうに考えております。

○野末陳平君 いずれにしても、徹底してし過ぎることは問題です。何かの折にそういう面の指導も当局にしてほしいと思ふんですね。いづれにせよ、この未成年者飲酒禁止法というのがありながら、余りにも古いのでちょっと実情に即さないところあるいはそれが十分に機能してない面もある、不備なところもあるという感じを持っています。

そこで最後に、この法律をどうするということがありませうけれども、やはり時代が変わつてきて、しかもこの法律をずっとこれからの生かしていこうとするならば、不備なところを補うなり若干手直しを要するんじゃないかという気がしてきています。ここには最近はやっているような先輩が後輩に酒を飲まして事故が起るとこれは責任がないんで、これはやっぱり保護者に当たるから責任がある、これはやっぱり監督の先生が飲ましたら、これは責任の所在がないのいまの法律なんです。あるいは未成年者同士が寄り集まって酒飲むなんていうのは、このごろはもうざらにあるようなんで、またまた事故が起きてくる、むしろ補導されるという面ではこれがわかるんでしょうけれども、補導じゃなくて事故が起きたんではないか、ではこれは遅いわけですね。この場合にも子供同士が、未成年同士が酒飲んでいるということ、責任の所在も何もないわけですね。いりんな点で、せっかく法律がありながらいりんな不備にもなつてきているということ、もう少し実情に合せて見直しが必要ではないかと、せっかくありながら余り意味のない、ただ古い法律があるとい

うだけでは困ると思ふんです。で、ちょっとあるいは管轄が違ふといひますか立場が違ふんですけれども、大臣最後に、どんなものでしょうかね、ほくは少し見直す部分があつてしかるべきだといふ気がしてゐるんですが。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いままで忘れられておつたような話でございますが、これはかなり示唆に富んだことがあるんです。アル中問題なんです。麻薬は日本は非常にやましく扱つて、麻薬といふのはもう世界で一番少ないんです、日本は。アル中も世界で、フランスなんかよりはるかに少ないが、ややアル中がふえつつあるということも事実でございます。これが未成年者とういふ関係があるか、これは私は無関係じゃないんじやないか、長期的に見るとね。したがって今後そういうような問題等も含めまして、どういう方策がいいか検討をさせていただきますが、とりあえずはもう明らかに隣の子供が買ひにきたといううな場合は、それはもうみんな、だれちゃんどこへ行つて酒一本買つてこいとか、お客さん来たからビール三本買つてこいとかいふことはしよつちゅうありまして、それも売つた業者は全部処罰だと言つたつて、これも現実離れをした話でございます。それから、これらの兼ね合いをどうするか、非常にむずかしい問題だが、非常に重要な問題をこれは含んでいふことでございますから、十分に検討をさせていただきます。

○野末陳平君 終わります。

○鈴木和美君 まず第一にお尋ねいたしますが、ぜひじめに、まともなこの点だけは答えていただきたいと思ふんです。なぜかと申しますと、答え方いかんによつて質問が違ふものですから。

その一つは、二、三日間、総理大臣は第二次臨時の閣議に絡んで五十七年度以降増税なき予算を組みたいと、その意味でも行政改革問題に真剣に取り組むたい、こんなお話があつたと思ふんです。大臣、鈴木内閣の大蔵大臣として、きのうの質疑ではその意気込みはわかるけれども、実際上どうかという疑問を付した答弁があつたように

私は思ふんです。実は私もそう思つてゐるんですが、その点について大臣として責任ある答弁を私はまずお尋ねしたいと思ふんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もこの問題で総理と実は具体的に話合つてはいないんです。いらないんですが、新聞の伝えるところや何かでは、要するに五十七年度には新型増税、そういうようなものはやらないというふうなニュアンスの記事を私、見ました。その点について聞いてみたんですが、ともかく歳出カットが先だと、続けて大型増税なんかできるものではないという認識でした。私も大型増税をやるといふのはいまのところ持っていないんです。ただやるといふ言つてませんから、やらないといふこともおかしいわけでございます。結局徹底した歳出カットといふものをまずやるべきであると、補助金の見直しから何からですね。これはもう本当に、恐らく私は一兆円の歳出カットをやるのはこの増税よりもっとむずかしいと思ふんです。この法案よりは。だけれども、あえてそれをやるべきであるという点においては実は総理と意見が一致をしておるわけでありまして、しかしこれは政府だけが幾ら言つてみたつて、国権の最高機関である国会が賛成してくれないければだめなわけですから、これだけしかし世論のバックがあるといふことになれば、そう頭から反対もできないんじゃないかと思ひますが、しかし反対されるかも知れぬし、これはやってみないことにはわからない。いづれにしても、ことしの夏から秋にかけては本当に勉強をしてみたい、そういうことになれば恐らく臨時国会も開いていただくということになるでしょう、国会の問題、私はわかりませんが、ともかく政府それから国会を挙げて、国民の要望にこたへ得るようなことをやらないかなければならないといふように私も肝に銘じております。

○鈴木和美君 その点はわが党としても大変重要な関心を持っておりますので、いづれ各事案ごとにまたお尋ねしたいと思ふんです。

私の持ち時間もありますから、先に進ましてい

だきます。

酒税の問題に關してはもうすでに何人かの人
御質問しましたので、私は大蔵大臣の本会議にお
ける私の質問に対する答弁と、大蔵大臣の財政再
建に關する基本構想について若干疑問を持ちま
す。なぜかという、大臣は必ず財政再建のお話
の中の方法論として必ず二者択一を言うんです
ね。つまり歳入は一生懸命切り詰めますと、大蔵
だと、やるだけのことをやられてそれで増税をお願
いすることもあるかもしれぬ、つまり今回などは
そういう問題だと、そうお答え——二者択一論
と、私はこの論には反対なんです。なぜかとい
うと、もう一本忘れてやせぬかということなんで
す。それは税の公正なつまり捕提率という問題を
私は質問したはずで、つまりいま歳入の切り詰
め結構です。同時にもう一つ必要なことは、公正
な納税というところが公正な納税には二
つあります。税制上の問題と執行上の問題とあ
ると思うんです。私はいまその税制問題全般にわ
たって語ろうとは思いません。しかし執行上の問
題については何ともしも疑問があります、これ
は。なぜ疑問がありますかということ申し上げ
ますと、やはり税というものはまじめに、そして
すべての人が与えられた中で納めるというのが私
は常識だと思ふんです。ところが現行の税に對す
る多くの国民の認識というのはどうかという、
税は取られていくという認識なんです。私はい
ま、財源ないからお酒の値段を上げたいとききり
に言われていきますから、それならこういうこと
があるじゃないか、あつたじゃないかということ
を述べたいと思ひまして、私は税の公平について
つまり納税をやるべきであるという見解に立ちま
すが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大蔵結構なこと
で、ぜひとも御高説を拝聴したいと存じます。

○鈴木和美君 私は、大蔵のことを言うとい
うことは、各党ともなかなかタブーにしていると思
うんですね。しかし私は、やっぱりまじめな人が

まじめなように保護されなければならぬと実は思
っているんですね。そういう意味から言います
と、私はいま、これは国税庁でもいいですが、ど
こでも結構ですが、課税すべき所得の把握とい
うのが完全に行われていないかと思ひます。こ
か、この点をまずお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(川崎昭典君) 脱税がどの程度あるか
と、完全に把握しておるかという御質問でござ
います。神様でもございせんので完全とは考え
ておりませんけれども、精いっぱい努力をして
脱税がないように努めておるというふうに考えた
と思ひます。

○鈴木和美君 私は脱税なんか一言だ
って使つてないんです、脱税なんていう言葉
あなたも脱税とかどうかは知らぬけれども、
私は使つていないんです。捕提率はつまり完全
に捕提しているかと思ひます。所得の完全
な課税の対象となるところをつかんでい
るかと聞いているんです。脱税とは聞いてい
ないです、そこを。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは鈴木委員のお
っしゃることは、クロヨンとかトーゴーサ
ンという言葉が世の中にはある。本当にそんなふう
にひどいのかというようにもとれます。私はこの
クロヨンなんというものはあり得ないと思つて
います。その理由、恐らく九というのは一割控除
を受ける勤労者という意味かもしれません。六と
いうのは事業者のことを言っているのか自営者の
ことを言っているのか、四というのはいま農家の
ことを言っているのか、かつてはそういうことを言
われていたが、なぜそういうことが言われたかとい
うと、要するに国税庁などで発表する実調率とい
うもの、あるいは業種で何名おつて納税してい
る人が何人おるかという統計ですね。そういう統計
から見ると、農業所得者のともかく納税人員が非
常に少ない。だから農業者の税金を、じゃ所得を
捕提してないのかということには私はならな
いと思つております。これはたんばでも米のとれる量
にしても、人が五俵とるのに自分が十五俵とつて

いるなんということはめつたにないんでしてね。
大体地域によつて七俵から十俵とか。あるいは十
三俵もとれるところなら十一俵から十四俵とか、
地域によつて違います。その地域地域で、です
からそんなことで、農家の場合も大体捕提されて
いるんじゃないか。問題は事業者、自営業者
ということでございます。これについては、私は
むらがときどきあるということも事実じゃないか
と、そう思つております。特に反税団体なんかを
組織をして税務調査もやらせないということ
が、んばつちやうというふうなことで、
いままでやもすればそういうことで強いて所得
調査も強行しないということなどがいろいろ
あります。したがつてこういうものについては、
やはり今後とも課税の公正というものをやらな
けりやならぬし、ときどき大口脱税やなんか新聞に
よく出ますが、医療の問題等についても出ます。
こういうものについても、私は徹底した調査をし
て世の中の信頼にこたえていかねばならぬ
と、そう考へております。

○鈴木和美君 私は、クロヨンとかトーゴーサ
ンピンとか、そのことを論じようとは思は思つて
ないんですが、いま神様でないという言葉があつ
たんですが、国税庁の方から、まあ実調率のこと
なんだと思ひます。現地調査だと思ふんですが、
把握をするために、その把握をするためのいろ
んな方法は別に、私の認識としてはやっぱり完
全に把握されていなく思ふんです。ただ、いま
大臣が言うみたいに農業団体に対して、農業者に
對して課税すべきかすべきでないかという議論は
これは別にあります。これは何も農業団体だか
らクロヨンの中の一ふだからというふうな、
私はそう思つてないです。そうじゃなくて、そ
ういうクロヨン論議じゃなくて、完全にですね、課
税をすべき所得の把握というものが完全に行われ
ているのかということに対して、私はもう一回
○政府委員(川崎昭典君) 先ほどちよつと適当で

ないようなことを申し上げたかも知れませんが
すが、実調いたしましたまある程度増減が出ま
した場合でも、これでも完全に間違ひなく把握
しておるかどうかという、その実調率の問題と把
握率の意味というのはいさか意味が違ふんじや
ないかと、そういう意味で申し上げたわけでござ
います。御承知のように実調率というのはかなり
低くなつておりますけれども、これは定員その他
の關係でやむを得ないと思ひますが、その範圍で
できるだけ大口のものあるいは悪質と思われるも
のをやつておりますので、調査した限りでは把握
率というものもきつめて高いんじゃないかと。じ
や逆に、調査を全然しないところは全く野放しに
なつておるかと思ひますと、やはりそれは申告納
税という制度でございまして、納税環境の整備も
だんだんやつておりますし、調査のほかに指導と
か税務相談というのを懸命にやつておりますの
で、それほどの言われるような漏れはないと。つ
まり全体的な意味で実調率は低いけれども、税の
把握というものは一生懸命やつておまして、非
常に悪いということではないと考へておるわけ
でございます。

○鈴木和美君 恐らくもうこれは皆ごらんと思
ひますけれども、国税庁の発表の国税統計報告
書があります。片一方は経済企画庁から出した
国民経済計算報告があります。それから私もあ
る程度拾つてみたんですが、つまり全体の
所得と税務署が課税をしている対象と大分差があ
ります。たとえば私の調べでも、給与所得者の
方は九四〇程度調査されていまして、それから事
業所得の方は二二〇から三五〇。大臣がおっしゃ
ったいま農林水産の方は約八〇です。しかしこれ
を課税の対象とするかしないかという問題は、こ
れは先ほど言つたように別問題でありますけれど
も、実際に税務署が把握しているのはこういう数
字なんです。数字なんです。それでこれはど
んなに言つてみたつて、それしか私は把握してい
るという根拠にすべき資料はないと思ふんです。
これが一つです。それからもう一つは、把握すべ

きもう一つの観点というのは、いまおっしゃった実調です。実際に調査に行くという、これではかるきらないと思うんです。こういう私の見方に対しておかしいですか、国税庁。

○政府委員(川崎昭典君) 人口に対してどれだけの納税者があるかと。つまり農業人口に対してはいわゆる所得税がかかっている人が何人あるかと、給与所得者のうち所得税がかかっている人が何人あるかと、そういう割合をおっしゃっておられると思いますが、その割合に相当の開差がございますのはこれはむしろ経済実態が反映されておるものと考えておまして、把握率の問題ではないように思っております。把握率が非常に低くなつてまいりますと、全体として把握率が下がるんではないかというところはそれとおりに思います。が、実調率は非常にいま低くなつておりますけれども、限界まで来ておるような感じがいたしますが、この中で非常に効率のいい調査をするようにいろいろ工夫をいたします反面に、指導とか相談といった面に重点を置いておりますので、把握率の問題も甚言言われるほどのものではないというふうに認識しております。

○鈴木和美君 大臣、いま大変苦しい答弁だと私は思うんです。実際は、しかしいまおっしゃったように、実調が少なれば税収は少ないということとはやっぱり認めざるを得ないと思うんです。その事実だけは大臣、まず頭に入れておいてほしいと思うんです。実調が少なくておいてはやっぱり税収が少なくてという結果はさうとうとういう統計から見ても明らかなんです。私が昭和五十四年の資料で調べてみたら、所得税の申告件数は九百四十二万件あるんです。それから法人税の方は百七十一万件あるわけですよ。源泉の方は三百八万件。それに対していわゆる実調した、現地に行つて調べたという件数が、所得税の方については約十四万件、それから法人税は十八万件、それから源泉の方は三十四万件。パーセンテージにすれば法人税の方は一〇・四%ですね、実調が行われているのは。それから所得税のよう

なときには、私はいま大蔵省からこれは実調率いだけましましたけれども、私の数字は全部申告したものをやつたものから一・五%しかないんですけれども、還付金とか何か入れば四・五%くらいになるのかもしれない。多少の開きはあってもいいかもしれません。そういうものをさうとうと見ますと、たとえば調査に行つて、一〇・四%という法人税の方を見れば十年に一回行くということですよ。一〇・四%というのは十年に一遍ですよ。十年に一遍行つて上がつた増差の税額というのは三千億円あるんです。大臣。そうすると三千億円あるということ、私は何も税をこまかしていか脱税していると言ふもさつきから言つてないでしよう。しかし実調をするかしないかによつてこれだけの違いが出てくるんです。パーセンテージから見ても、さうすると残り九〇%、これは一〇%しかやつてないんですから、法人税で。残り九〇%を仮に正しく税金を納めようとかやろうとやらないかというふうなことを、まあこれは大ざっぱな計算ですよ、大ざっぱな計算だけれども、そのまゝやつていいたら三兆円上がるんです。三兆円ですよ。片一方の方は所得税の方もいろいろ見てみれば一兆六千億円、これを実調率を私は一・五%ではじいたからさうだけれども、四・五%で大蔵省が出したのだけ見ればこの三分の一ですわ、一兆六千億の三分の一。それから源泉の方だつて多少ありますね。つまりさうやつてみると、私の積算によつても大ざっぱな言い方かもしれないけれども、三兆、四兆というのとはどうだろうかと首をかしげる実態があるんです。そのことについて大臣、認識はいかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実調率を上げれば要するに増差税額が出て税金がふえる、これは私は率直に認めます。認めますが、そういう単純に倍数的なものを出してきません。なぜならば、それは法人と申しまして幽霊法人で名ばかりで、もうほとんど事業をやつていないというふうなものもいっぱいあるわけですから、零細な数ですが、それ。そこで税務署はもう大体わかつていますから、細かいやつについては。そういうようなところで、実態で仕事をやつていないようなところはもう最初から調べに行つておりません、書類の上で資料だけ見て。そういうのがいっぱいございまして。そして調べに行くのはやはり大口のもの、それから特に大口でなくとも税歴が余りよくないもの、それからほかの同じような事業がもうかつての、それからほかの同じような事業がもうかつての、非常に細かいというふうな帳簿上ですぐわかるもの、あるいは資料せんがたくさん回つてきているのだから、果たしてそれが実際に帳簿に載つていないか載つていないかという疑いを持たれるようなものなど、そういうものを重点的に参りますから、行けば大体おめがねにかなつて出てくるんです。これはさうさうさうさう。しかしまじめに申告したと思う人でも、調べられれば必ず出るんです。幾らかは。帳面をきちんとしておればつづけるほどは出ますから、少しは。ただうんと出るか少し出るかが問題でございます。必ず出ることには出ます。出ますけれども、現在一〇%だから三千億円出た、じゃその十倍やたららば三兆円出ると、そういうわけにはいきません。しかしながら、現在実調の数字が足りない、したがつて人手ももう少しふやしたがいいというところについては全く私は同感でございます。極力さういうようなものはふやすうに努力をしなければならぬと、そう思っております。

○鈴木和美君 誤解のないように一度私言いますけれども、一〇%調べて残り九〇%ぶつかけただけじゃないんです。私は実績も調べてみましたが、たとえば法人税だけとてみれば、さつきも言つたように百七十一万七千件あります。その中の一〇・四%を調べれば、割合としては調べたものがその十割ですね。ところが更正にひつつかつたというのがあります。つまり正しかつたというのと同じくなくつたというのがあります。その正しくなかつたというのを省いて、つまりこれはちよつとおかしいんじゃないですかというものを

のを見ると七八・三%なんです。七八・三%を基礎に置いていまはじいた数字が、大臣、私の数字なんです。いいですか。行つた、行つて見たと。おかしくないものもあるんですよ、おかしいものもあつた。実効率が七八%だと。だからだれもかれもだましているなどということを私は言つて

それからもう一つ、大臣の言うとおりに思つておられます。私は荒っぽいおっしゃる方ですから、何も三兆円全部上がつてくる、それは見てないですよ。しかし個々には何か考えなきやならぬものがあるわけですね。大臣は頭がいいからさう、人さへふやすうといふことをいまお答えになつたから私は何も言いませんけれども、しかし本当にそのところを考へないと私は大変なことになると思ふんです。

○鈴木和美君 税務署の職員が実調するとき、一人前の税務署員になれるということは何年かかりますか。

○政府委員(川崎昭典君) 個人差もございしますが、まあ一人前といひますか、非常にりつぱという意味では十年ぐらいと考へております。

○鈴木和美君 大臣、いま国税の職員の実態というのは、五万二千名です。うんと総定員法できています。この前私財務のときにもお話ししたんですが、ずうつといふ職員の数というのは納税者の数がふえても、相当の数がいまふえていまして、

それでは、そのやつをもう一つ今度考へてみたんです。それを今度は国税庁にもう一回お尋ねしますが、もう一つ問題点があるんですよ。現行の国税の職員の年齢構成というのはどうなつていますか、年齢構成。

○政府委員(川崎昭典君) 年齢構成にはかなり偏りがございまして、五十歳を中心として四年次ぐらいの人が一万八千人を超す程度ありまして、今後この十年の間に相当数の職員が一どきにやめるといふような現象が起りますので、この対策をいまから考へねばならぬというふうに思つております。

○鈴木和美君 税務署の職員が実調するとき、一人前の税務署員になれるということは何年かかりますか。

○政府委員(川崎昭典君) 個人差もございしますが、まあ一人前といひますか、非常にりつぱという意味では十年ぐらいと考へております。

○鈴木和美君 大臣、いま国税の職員の実態というのは、五万二千名です。うんと総定員法できています。この前私財務のときにもお話ししたんですが、ずうつといふ職員の数というのは納税者の数がふえても、相当の数がいまふえていまして、

納税者の方の数は。昭和四十五年を一〇〇として、昭和四十六年を一一〇として、昭和四十七年を一二〇として、昭和四十八年を一三〇として、昭和四十九年を一四〇として、昭和五十年を一五〇として、昭和五十一年を一六〇として、昭和五十二年を一七〇として、昭和五十三年を一八〇として、昭和五十四年を一九〇として、昭和五十五年を二〇〇として、昭和五十六年を二一〇として、昭和五十七年を二二〇として、昭和五十八年を二三〇として、昭和五十九年を二四〇として、昭和六十年を二五〇として、昭和六十一年を二六〇として、昭和六十二年を二七〇として、昭和六十三年を二八〇として、昭和六十四年を二九〇として、昭和六十五年を三〇〇として、昭和六十六年を三一〇として、昭和六十七年を三二〇として、昭和六十八年を三三〇として、昭和六十九年を三四〇として、昭和七十年を三五〇として、昭和七一年を三六〇として、昭和七十二年を三七〇として、昭和七十三年を三八〇として、昭和七十四年を三九〇として、昭和七十五年を四〇〇として、昭和七十六年を四一〇として、昭和七十七年を四二〇として、昭和七十八年を四三〇として、昭和七十九年を四四〇として、昭和八十年を四五〇として、昭和八一年を四六〇として、昭和八十二年を四七〇として、昭和八十三年を四八〇として、昭和八十四年を四九〇として、昭和八十五年を五〇〇として、昭和八十六年を五一〇として、昭和八十七年を五二〇として、昭和八十八年を五三〇として、昭和八十九年を五四〇として、昭和九十年を五五〇として、昭和九一年を五六〇として、昭和九十二年を五七〇として、昭和九十三年を五八〇として、昭和九十四年を五九〇として、昭和九十五年を六〇〇として、昭和九十六年を六一〇として、昭和九十七年を六二〇として、昭和九十八年を六三〇として、昭和九十九年を六四〇として、昭和百を六五〇として、昭和百一年を六六〇として、昭和百二年を六七〇として、昭和百三年を六八〇として、昭和百四年を六九〇として、昭和百五年を七〇〇として、昭和百六年を七一〇として、昭和百七年を七二〇として、昭和百八年を七三〇として、昭和百九年を七四〇として、昭和百十年を七五〇として、昭和百十一年を七六〇として、昭和百十二年を七七〇として、昭和百十三年を七八〇として、昭和百十四年を七九〇として、昭和百十五年を八〇〇として、昭和百十六年を八一〇として、昭和百十七年を八二〇として、昭和百十八年を八三〇として、昭和百十九年を八四〇として、昭和百二十年を八五〇として、昭和百二十一年を八六〇として、昭和百二十二年を八七〇として、昭和百二十三年を八八〇として、昭和百二十四年を八九〇として、昭和百二十五年を九〇〇として、昭和百二十六年を九一〇として、昭和百二十七年を九二〇として、昭和百二十八年を九三〇として、昭和百二十九年を九四〇として、昭和百三十年を九五〇として、昭和百三一年を九六〇として、昭和百三十二年を九七〇として、昭和百三十三年を九八〇として、昭和百三十四年を九九〇として、昭和百三十五年を一〇〇〇として、昭和百三十六年を一〇一〇として、昭和百三十七年を一〇二〇として、昭和百三十八年を一〇三〇として、昭和百三十九年を一〇四〇として、昭和百四十年を一〇五〇として、昭和百四十一年を一〇六〇として、昭和百四十二年を一〇七〇として、昭和百四十三年を一〇八〇として、昭和百四十四年を一〇九〇として、昭和百四十五年を一〇〇〇として、昭和百四十六年を一〇一〇として、昭和百四十七年を一〇二〇として、昭和百四十八年を一〇三〇として、昭和百四十九年を一〇四〇として、昭和百五十年を一〇五〇として、昭和百五十一年を一〇六〇として、昭和百五十二年を一〇七〇として、昭和百五十三年を一〇八〇として、昭和百五十四年を一〇九〇として、昭和百五十五年を一〇〇〇として、昭和百五十六年を一〇一〇として、昭和百五十七年を一〇二〇として、昭和百五十八年を一〇三〇として、昭和百五十九年を一〇四〇として、昭和百六十年を一〇五〇として、昭和百六一年を一〇六〇として、昭和百六十二年を一〇七〇として、昭和百六十三年を一〇八〇として、昭和百六十四年を一〇九〇として、昭和百六十五年を一〇〇〇として、昭和百六十六年を一〇一〇として、昭和百六十七年を一〇二〇として、昭和百六十八年を一〇三〇として、昭和百六十九年を一〇四〇として、昭和百七十年を一〇五〇として、昭和百七一年を一〇六〇として、昭和百七十二年を一〇七〇として、昭和百七十三年を一〇八〇として、昭和百七十四年を一〇九〇として、昭和百七十五年を一〇〇〇として、昭和百七十六年を一〇一〇として、昭和百七十七年を一〇二〇として、昭和百七十八年を一〇三〇として、昭和百七十九年を一〇四〇として、昭和百八十年を一〇五〇として、昭和百八一年を一〇六〇として、昭和百八十二年を一〇七〇として、昭和百八十三年を一〇八〇として、昭和百八十四年を一〇九〇として、昭和百八十五年を一〇〇〇として、昭和百八十六年を一〇一〇として、昭和百八十七年を一〇二〇として、昭和百八十八年を一〇三〇として、昭和百八十九年を一〇四〇として、昭和百九十年を一〇五〇として、昭和百九一年を一〇六〇として、昭和百九十二年を一〇七〇として、昭和百九十三年を一〇八〇として、昭和百九十四年を一〇九〇として、昭和百九十五年を一〇〇〇として、昭和百九十六年を一〇一〇として、昭和百九十七年を一〇二〇として、昭和百九十八年を一〇三〇として、昭和百九十九年を一〇四〇として、昭和百を一〇五〇として、昭和百一年を一〇六〇として、昭和百二年を一〇七〇として、昭和百三年を一〇八〇として、昭和百四年を一〇九〇として、昭和百五年を一〇〇〇として、昭和百六年を一〇一〇として、昭和百七年を一〇二〇として、昭和百八年を一〇三〇として、昭和百九年を一〇四〇として、昭和百十年を一〇五〇として、昭和百十一年を一〇六〇として、昭和百十二を

りすると大体四千五百八十六万円で、一人当たりにして、かせぐと言つては語弊がありますけれども、まあ、いろんな協力をもちろむという数が四千五百八十六万円で、こういうことから見ると、先をずつと、つまり将来を見ると、適正な納税ということを考えたときに私は大変問題があるなということを大臣、本場にこれは思つていただきたいんです。

さてそれならば、何でもそういう状態になつていくのかということをやつぱり明らかにしなければいかぬと思ふんです。国民は税をまかして、いかに気持ちはさらさらしないのです。なぜ起きるかというのには私は三つの理由があると思ふんです。一つは、やつぱり政治に対する不信だと思ふんです。政治に対する不信。たとえば田中角榮さんが裁判で被告人になつても政治の道に口を出すというのが新聞にばつと書かれておつて、川上さんの問題が出、松野さんが五億圓取つたんじゃないかというふうな問題が出る。そういうような政治風土の中にだれがまじめに税金納めてくれるか、ちよつとぐらいたつたやれと、そういう気持ちになると私は思ふんです。それからもう一つは、高度成長時代だつても税金上がつてきたんですよ。だから総定員法がしかれるときに、ほかのサービス業界の方——業界と言わなければ、ほかの公務員でもいふふてきたんですよ。国税職員はそのままで、横になつて。黙つていても税が上がるということだつたからそれでいいのかもしれない。だからそういう風土がでちやつたと思ふんです。三番目の問題とすよ。税の相談とか税の協力とか、そういうことによるアフターケアもやられてないですよ。だから取れればいいという式にみんな思つちやうんです。ね。そういうところが私は一つの欠陥だと思つてゐるんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 税金の使い方について国民に疑惑を与えるということは、納税免除をされるわけではないわけですから、それは私は一般

論としてはやはり税金がむだ遣いされてはいけないということとは当然だと、そう思つてゐます。それから税務署員がふえなかつた、これも事実でございます。事実でございますが、しかしながら、そろばんで計算したり写して書いてたりして、たうなものはいまはもうそろばん使わずにコンピュータとか計算機で計算しますから、もう何倍も仕事をしていることも事実でございますし、写しをとる場合もリコピーにばつと入れますからそれはもう事務もうんと能率が上がる、これも事実でございます。まだそのやり方が足りないと言われればそれも事実でございます。

それから結局もう一つは、この二十一年間に税務署出身の人を中心とした税理士さんがいま約三万六千人ぐらいますから五倍ぐらになつてしまつた。うな、われわれがやつたところは何千人ですから。三、四千人かな。ここ十年間ぐらいで倍ぐらになつてゐます。こういう人はある意味では、税務署の補助職員ではもちろんございせんが、税務署にとつてはえらく助かつてゐるんです。登記所に要するに代書者という者がおつて、あそこでみんな書いて持つてきてくれますから、登記所はそれによつて自分が一々書き直したりなんかする必要がなくて助かつてゐるんです。それと同じように、やはり税理士というのは納税に協力をしているという場合において、大多数の税理士は協力してゐますから納税相談も出るし、いろんなことをやつておつて、それで調査をしなくても、省略してもいいような状態に目を通されておるというのも事実なんです。これも、したがつて私は、そういうことを考えれば税務の職員は仕事の量はうんとふえたけれども、そう事務量に比例して極端に少なくなつたというところはなかなか言えない、そう思つておられます。ただ問題は、一番の問題は、非常にいまコンピュータがうんとでちやつて、それできつめて専門的な事務処理をする、そいつを解明できる人がそんなに急には育たない、外部から入れてきた方がいい場合もあるかも知れぬ。したがつてそういうような教育とか何か

についてともかくも高度の、特に外国との企業やなんかで、大手の企業ですな、外国との取引がこれだけふえてきたんですから、だからそういうようなものに、語学の達者な人ももつと職員に必要でしょう。そういうようなコンピュータやなんかの解析もきちんとできる人ももつと必要でしょう。そういう専門職、そういうような者をもつと私は入れたらいいと思ひます。大口のものなんかを発見する場合には非常に大事です。ところが一方は、公認会計士のとかく監査というものがかなり普及してきて、これもやはり税務署にとつては参考になることが、非常にプラスになることが多いと私は見ております。ですからいろいろな面を通してやはり実調率を上げていくということとは大切だと。

もう一つ、私一番心配してゐるのは年齢構成なんです。これはやつぱり一人前の調査官になりますのに十年かかりますよ、かなりの能力のある者でも、ですから四十、五十ぐらゐが一番多いという、五十近い人が一番多い。ですからこれではちよつと、やつぱり後十年もたつてどつとやめられたらどうなるんだという問題もありますから、今後の結局定年制の問題やいろんなものと絡み合つて、そういうとき断層が起きないようにいろいろいまのうちから工夫をしていかなければならぬ。国税労組の皆さんがそういうようなことを大変心配してわれわれのところにも陳情に来ますし、先生方のところもかなり歩いてゐると、ある意味では私の味方みたいなものでございます。いろいろ大変示唆に富む御発言をいただきましたが、謙虚に受けとめまして足らざるところは十分補つていくように努力をしたいと思います。

○鈴木和美君 私ほもう一つだけ、そういう資料からもう一遍はじいたのは、それじゃ税務署の職員一人ふやしたら、いま直ちにどうなるというわけにもいかぬでしょうけれども、先ほどの法人税だけ、時間がありませんから法人税だけとて言いますと、現在法人税には約一万人ぐらゐかかつてゐるんですよ。しかし実際に実調に行く数というのは六千人ぐらゐじゃないですか、内部の事務もありまから、そういう実態だと思ふんです。それでではじいても、大体申告漏れというのは実調のさつき言つた比率ではじきますと、これは一億二千九百七十三万あるんですよ。一人当たり

りすると大体四千五百八十六万円で、一人当たりにして、かせぐと言つては語弊がありますけれども、まあ、いろんな協力をもちろむという数が四千五百八十六万円で、こういうことから見ると、先をずつと、つまり将来を見ると、適正な納税ということを考えたときに私は大変問題があるなということを大臣、本場にこれは思つていただきたいんです。

さてそれならば、何でもそういう状態になつていくのかということをやつぱり明らかにしなければいかぬと思ふんです。国民は税をまかして、いかに気持ちはさらさらしないのです。なぜ起きるかというのには私は三つの理由があると思ふんです。一つは、やつぱり政治に対する不信だと思ふんです。政治に対する不信。たとえば田中角榮さんが裁判で被告人になつても政治の道に口を出すというのが新聞にばつと書かれておつて、川上さんの問題が出、松野さんが五億圓取つたんじゃないかというふうな問題が出る。そういうような政治風土の中にだれがまじめに税金納めてくれるか、ちよつとぐらいたつたやれと、そういう気持ちになると私は思ふんです。それからもう一つは、高度成長時代だつても税金上がつてきたんですよ。だから総定員法がしかれるときに、ほかのサービス業界の方——業界と言わなければ、ほかの公務員でもいふふてきたんですよ。国税職員はそのままで、横になつて。黙つていても税が上がるということだつたからそれでいいのかもしれない。だからそういう風土がでちやつたと思ふんです。三番目の問題とすよ。税の相談とか税の協力とか、そういうことによるアフターケアもやられてないですよ。だから取れればいいという式にみんな思つちやうんです。ね。そういうところが私は一つの欠陥だと思つてゐるんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 税金の使い方について国民に疑惑を与えるということは、納税免除をされるわけではないわけですから、それは私は一般

についてともかくも高度の、特に外国との企業やなんかで、大手の企業ですな、外国との取引がこれだけふえてきたんですから、だからそういうようなものに、語学の達者な人ももつと職員に必要でしょう。そういうようなコンピュータやなんかの解析もきちんとできる人ももつと必要でしょう。そういう専門職、そういうような者をもつと私は入れたらいいと思ひます。大口のものなんかを発見する場合には非常に大事です。ところが一方は、公認会計士のとかく監査というものがかなり普及してきて、これもやはり税務署にとつては参考になることが、非常にプラスになることが多いと私は見ております。ですからいろいろな面を通してやはり実調率を上げていくということとは大切だと。

もう一つ、私一番心配してゐるのは年齢構成なんです。これはやつぱり一人前の調査官になりますのに十年かかりますよ、かなりの能力のある者でも、ですから四十、五十ぐらゐが一番多いという、五十近い人が一番多い。ですからこれではちよつと、やつぱり後十年もたつてどつとやめられたらどうなるんだという問題もありますから、今後の結局定年制の問題やいろんなものと絡み合つて、そういうとき断層が起きないようにいろいろいまのうちから工夫をしていかなければならぬ。国税労組の皆さんがそういうようなことを大変心配してわれわれのところにも陳情に来ますし、先生方のところもかなり歩いてゐると、ある意味では私の味方みたいなものでございます。いろいろ大変示唆に富む御発言をいただきましたが、謙虚に受けとめまして足らざるところは十分補つていくように努力をしたいと思います。

○鈴木和美君 大臣の答弁のやつを素直に私は聞いておきますから、結果を見させていただきます。とにかく一般的な行政改革であるとか、それから総定員法だとかというふうなことだけの枠じやなくて、国の基本にこれ関することですね。そういう意味で十分な対策を私はとつていただきたと思ふんです。

それからもう一つですが、やっぱり税務署というのとはわいという感じがするんですよ。このわいという感じをなくさないといふ私は大変だと思うんですが、それでこれをぜひ大臣にお願い申し上げますが、いつも大臣テレビに出られますね、だけれども、あれはある面ではいい面と、ある面では悪い面ですよ。なぜかという、時々しか出ないから。増税をお願いする、盛り切り一円五十銭しか言わないでしよう。あれは増税のために頭を下げていってしか取られないで、あれじゃだめ。つまり日常の公平な税というものはどうあるべきかと、税の仕組みはどうだとか、この税はこう使われているとかいうようなこともとお金をかけて国民に対する信頼を勝ち取らなければならぬんじゃないですか。私はひとつ何となく、これは大した金じゃないじゃないですか。いま税務署のコストをはじいてごらんないよ、百円集めるのに一円何分かですよ。それは低いほどいいです、国税ですから。しかしもっとそういうところに金をかけてもらいたい。

それからもう一つは、税務署の中をもう少し明るくしてもらいたいです。緑のコーナーを置いて、かわいいねえちゃんを置いてそしてコーヒーを一杯ごちそうになっていつでも相談できるような、そういう税務署でなくいかぬでしよう。

もう一つ、税務署に入っていくと税務署の職員が目つきがよくないですよ。何かこう変なのが出来たみたい、だまされちゃいかぬというみたい、あれ自意識なんですよ。うけるけれども、そうじゃなくて本心に納税者と調整というか、融和というか、そういうことに關してやっぱり環境づくりというのを真剣に考えてほしいと思うんですよ。だから適正な税を納めるということの裏返しはやっぱりそういう環境づくりという問題と、先ほどの職員の問題、これはこれから私は大きな問題だと思ふ。まあこれ以上時間があるまいから、これはこれで終わりますけれども、真剣にぜひ関係者それぞれ考えてほしいと思うんです。国会議員に私なつたばかりですから、余り偉そう

なことは言えませんが、国会議員全体がやっぱり考えなきやならぬことじゃないでしょうか、これは、私は思つてこの点は終わります。さて、本題の酒税の方ですが、これも大臣にまづお尋ねします。

やわらかい話からいきますが、どうして日本酒は民族酒なんですか。国産酒なんですか。その理由を聞かしてください。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は学者でないから余り学問的なことは知りませんが、それは昔からともかく天照大神以来日本は米をつくつておつて、それで米を原料としてのお酒である。日本人とお米というのはやっぱり切り離せないですわね、これは。そのお米からつくつてお酒で、世界にも余り例がないんじゃないかと、そういう意味では民族酒だと、こう思つてゐるんです。学問的にはわかりません。

○鈴木和美君 私なぞそれを聞かすという、皆さん民族酒という言葉をよく使われるんですよ。しかし日本酒だから民族酒であるというふうな一般的な定義なんですね。私はこれはやっぱりよくないと思ふんですよ。発想を転換して、つまり農耕民族文化から文化が消滅することは大変だと、そういう理解に立たないかぬと思ふんですよ。いま大臣いみじくもおっしゃいましたが、やっぱり私も民族酒、国民酒だと思つてゐるんですよ。その意味では、一つはやっぱり米とかかわり合ひですね、抜くことはできないです。それからもう一つは、米と水とを原料にしてカビでつくるアルコールですね。もう一つは、度数がある程度以上に上げられませんか。それからもう一つは、日本人の生活と食べ物に本当にマッチしてゐると思ふんですよ。私はまあ余り学もありませんが、万葉集から。大伴旅人が「價無き寶といふとも一坏の濁れる酒にあに益さめや」と書いてあります。つまり「濁れる酒」という言葉が私は大変興味を引いてゐるんですよ。これが民族酒だと思ふんですよ。だからそういう意味で、やっぱり

り米と民族酒というものを考えると、これを本場にそうだとするんであれば、酒税法を改定するやならぬように必ずするんですよ。二級酒の問題とか地酒の問題とか議論されています。しかし本場に民族酒だと思ふのであれば、私はすぐれた日本酒というのは芸術品だと思ふんですよ。そのぐらゐに思つていいと思ふんですよ。いかがですか、芸術品と思ひますか、大臣。大臣に答えていただきたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは芸術品でしょう。それはもう、私はそういう意味で、やっぱりある意味では芸術品だと思つてゐます。

○鈴木和美君 ありがとうございます。芸術品と文芸品というので非課税になつてゐるのがあります。これを見ても、たんにすの中でキリ製のものとか漆のものは大変高価なだけども、これは免税になつてますね。つまり民族酒であるとかその伝統を受け継ぐというのであれは、国の政策としてそういう個々の政策、またそれをつまり次代につないでいくという、そういう高度の政治的な判断があつてしかるべきじゃないでしょうか。そういう意味から、私は清酒、二級、地酒、米、こういうものを考えるべきだと思いますが、どうでしょう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そういうことも十分考へまして、最低の値上げ幅でコップ一杯九十六銭とか一円五十銭とか、いろいろな事情もありますが、物によつてはどうしても残さなきやならぬということでも十分配慮をしたつもりでございます。

○鈴木和美君 そのところまたすれ違ふといかぬのですが、地酒は二級酒である、二級酒は大眾の酒だから安くしたと、これではだめなんですよ。高くていいじゃないですか。手間暇かけらんなら高くていいんですよ、私に言わせれば。そういうものがつまり民族酒なんですよ。税率はどうするかということは、さっきのキリだんの論理でいけばいいんですよ。だから單なるコ

マーシャルベースというか、マスプロ的にやつていったんでは二級酒はもうもたないんじゃないですか、地酒は。私は、そういう意味で地酒というものを大切にしたいと思ふんですよ。だからある意味では、衆議院でも議論されたようですが、米の中のぬかをどう使うかと、イオン交換樹脂膜を使つてどうするか、あれを入れるか入れないかという大變議論がありました。私は中小のところにを入れるのは反対です。あれを入れるというところはただコスト論ですね。コスト論というだけに入れるということは、結局は結果として大手に食われちゃうということの必然性をたどるわけですよ。私は余りあれ賛成じゃないんですよ。それはいろいろな条件はあるかもしれないです。それはそういう意味で日本酒というのに対して感覚を切りかえて守ろうじゃないかと。アルコールの変な添加物はもう清酒とは言わぬと、合成酒だというぐらゐの割り切りが必要だと私は思ふんですよ。そういう観点から、衆議院の附帯決議ではありせんけれども、等級とか品質何々をこれから私は検討していくべきだと思つてゐるんですよ。どうぞそこは頭に置いてほしいと思ふんです。

もう一つの問題は、これは大蔵省よりも公正取引委員会になるかもしれないですが、私は実はビールに対して大變心配してゐます。二・四・二の税率が上がりまして、麒麟と朝日とサッポロとサントリーさんと大手四社ありますよ。しかしこのままずっといつたら大きいものだけ、シェアの大きいところだけが担税能力があるからまあいいやと、片方は大變だというふうなことになる、私は大變な事態が出てくるんじゃないかと思ふんですよ。公正な取引とか公正な競争という意味からすれば、どういふ行政指導が行われているのか、私は公取にちよつと聞きたいと思ふんですよ、公取。

○國務大臣(渡辺美智雄君) その前に、二級酒は民族酒だ、芸術品だ。確かにそういうものがあるんですよ。ですから、今度の課税の場合も従價税にしたらいじやないか、従量税でいいじゃないか、いろいろ議論があるんですよ。二級酒というの

は米と民族酒というものを考えると、これを本場にそうだとするんであれば、酒税法を改定するやならぬように必ずするんですよ。二級酒の問題とか地酒の問題とか議論されています。しかし本場に民族酒だと思ふのであれば、私はすぐれた日本酒というのは芸術品だと思ふんですよ。そのぐらゐに思つていいと思ふんですよ。いかがですか、芸術品と思ひますか、大臣。大臣に答えていただきたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは芸術品でしょう。それはもう、私はそういう意味で、やっぱりある意味では芸術品だと思つてゐます。

○鈴木和美君 ありがとうございます。芸術品と文芸品というので非課税になつてゐるのがあります。これを見ても、たんにすの中でキリ製のものとか漆のものは大變高価なだけども、これは免税になつてますね。つまり民族酒であるとかその伝統を受け継ぐというのであれは、国の政策としてそういう個々の政策、またそれをつまり次代につないでいくという、そういう高度の政治的な判断があつてしかるべきじゃないでしょうか。そういう意味から、私は清酒、二級、地酒、米、こういうものを考えるべきだと思いますが、どうでしょう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そういうことも十分考へまして、最低の値上げ幅でコップ一杯九十六銭とか一円五十銭とか、いろいろな事情もありますが、物によつてはどうしても残さなきやならぬということでも十分配慮をしたつもりでございます。

○鈴木和美君 そのところまたすれ違ふといかぬのですが、地酒は二級酒である、二級酒は大眾の酒だから安くしたと、これではだめなんですよ。高くていいじゃないですか。手間暇かけらんなら高くていいんですよ、私に言わせれば。そういうものがつまり民族酒なんですよ。税率はどうするかということは、さっきのキリだんの論理でいけばいいんですよ。だから單なるコ

マーシャルベースというか、マスプロ的にやつていったんでは二級酒はもうもたないんじゃないですか、地酒は。私は、そういう意味で地酒というものを大切にしたいと思ふんですよ。だからある意味では、衆議院でも議論されたようですが、米の中のぬかをどう使うかと、イオン交換樹脂膜を使つてどうするか、あれを入れるか入れないかという大變議論がありました。私は中小のところにを入れるのは反対です。あれを入れるというところはただコスト論ですね。コスト論というだけに入れるということは、結局は結果として大手に食われちゃうということの必然性をたどるわけですよ。私は余りあれ賛成じゃないんですよ。それはいろいろな条件はあるかもしれないです。それはそういう意味で日本酒というのに対して感覚を切りかえて守ろうじゃないかと。アルコールの変な添加物はもう清酒とは言わぬと、合成酒だというぐらゐの割り切りが必要だと私は思ふんですよ。そういう観点から、衆議院の附帯決議ではありせんけれども、等級とか品質何々をこれから私は検討していくべきだと思つてゐるんですよ。どうぞそこは頭に置いてほしいと思ふんです。

もう一つの問題は、これは大蔵省よりも公正取引委員会になるかもしれないですが、私は実はビールに対して大變心配してゐます。二・四・二の税率が上がりまして、麒麟と朝日とサッポロとサントリーさんと大手四社ありますよ。しかしこのままずっといつたら大きいものだけ、シェアの大きいところだけが担税能力があるからまあいいやと、片方は大變だというふうなことになる、私は大變な事態が出てくるんじゃないかと思ふんですよ。公正な取引とか公正な競争という意味からすれば、どういふ行政指導が行われているのか、私は公取にちよつと聞きたいと思ふんですよ、公取。

○國務大臣(渡辺美智雄君) その前に、二級酒は民族酒だ、芸術品だ。確かにそういうものがあるんですよ。ですから、今度の課税の場合も従價税にしたらいじやないか、従量税でいいじゃないか、いろいろ議論があるんですよ。二級酒というの

は米と民族酒というものを考えると、これを本場にそうだとするんであれば、酒税法を改定するやならぬように必ずするんですよ。二級酒の問題とか地酒の問題とか議論されています。しかし本場に民族酒だと思ふのであれば、私はすぐれた日本酒というのは芸術品だと思ふんですよ。そのぐらゐに思つていいと思ふんですよ。いかがですか、芸術品と思ひますか、大臣。大臣に答えていただきたい。

は安いと思うと大間違いでして、一升一万円というのがあるんです。何千円というのもある、しかし税金は百五十円でございまして、それはキリだんすと同じようなことになっておるんで、この点は御理解いただきたい、そう思っております。

それからビールや何かのことは公取に聞いていますので、私は差し控えます。

○説明員(矢部丈太郎君) ビールやウイスキーのような高度な寡占産業に対しまして措置といたしましては、昭和五十二年の改正独占禁止法によりまして独占的地位に対する措置と同調的値上げの理由の報告という二つの規定が設けられております。独占的地位の規制につきましては、独占禁止法八条の四に規定がございまして、その法律に照らしまして、主として弊害面を中心にしたしまして目ぐる監視に努めております。それからまた、十八条の二の同調的値上げに対する報告の徴収につきましては申し上げます、ビールにつきましては昨年三月から四月に値上げが行われたわけでございまして、これは同調的価格の引き上げと認められまして、その値上げ理由の報告を徴収しております、その概要につきましては五十五年度の年次報告で国会に報告することになっております。

○鈴木和美君 公正取引委員会というよりは、大臣、ぜひ御察察いただきたいんですが、余り大きいところ、大きく広まっております、ということ、また大企業業界の問題が出てくると思うし、大きいところは場合によっては分割しなきゃならぬような問題だと思っております。それから大企業業界の問題だと思っております。それから税そのものの、規模別によつて税金の納め方をどうするかというようにも考えてみるのも一つの方法だと思ふんです。これはいづれ検討のときにまた意見を述べたいと思ふんです。

さてその次は、お酒というものは財政物資となり得るんでしょうか、なり得ませんでしょうか、将来を見て。お酒というものは財政物資であると

いうようにいつまでも思っていていいのかどうか。業界は山中さんのところに対して全部値上げ反対という陳情をしたのです。自民党はそれをいかに言つて値上げすることになりましたね。しかしこのままで、もう担税能力がないと言つてゐるんです。そうすると、このままいったらまた小売価格を上げるみたいなイタチごつが行われるんじゃないか。この点は大きな政治問題として考えるべきだと思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 物価の問題とも関係いたしますが、物価が安定するということになれば、私はまあ大体頭打つてきているんじゃないかというように思ひます。これは他の物価との問題との関係です。

それから、いつか丸谷さんだったかな、おつしやいました、いわゆるシェア税的な、何万キロリッター以上売ったものは税率変えろと。ドイツでやっているじゃないかというふうなお話がありました、ああいうことは中長期的に見て今後の私は大事な検討課題じゃないかという気がいたしております。十分検討させてもらいます。

○鈴木和美君 丸谷同僚議員の関連質問がありますから、私最後ですが、清酒とビールとウイスキーというのを考えたときに、値上げの時期を同じにするということは清酒業界に対して大変な私は負担を感じざるんじやないかと実は思ふんです。なぜかという、大企業の方は買占めとかいふんな、たくさん手持ち、飯需要がありますね。そういうことから見ると、どうも清酒の方は食われちゃやせぬかという気があるんです、私は。

それから基盤の方ですね、経営基盤の方の状況、別な表現で言えば担税能力と言つていいかしれません。そういうことから考えると、大臣、まじめにお酒だけ二カ月、お酒だけですよ、二カ月値上げの時期を延ばすというふうなことを本当に考えられないんでしょうか。最後の質問です。

○政府委員(高橋元君) 今回の清酒の増税によりまして、増税額が小売価格に反映するという前提

で申しますと、ビールとかウイスキーの小売価格のアップ率は一〇〇程度であります。清酒の特級は八〇程度でございまして、清酒の一級とすると三・五〇、二級で一〇程度でございまして。いろいろ業界に特殊な御事情がありますし、ただいまお示しのように清酒業界全体としての問題というの、もちろん私も承知しておるわけでございまして、そこで仮に御説のようなことをやりますと、流通業界に大変大きな混乱も起こってくるわけであります。一方で御審議をお願いいたしております法律案の中で手持ち品課税というところもやっております、一升びん百本以上卸、流通、それから飲食店段階で持つておれば、そこで課税の際の調整をやるという制度もありまして、買占め等が起らないように措置をいたしておるわけでもございまして、また五、六、七月と申しますのは清酒は不要期でございまして、大体その三カ月で年間の蔵出しの一五〇弱ということかと思ひます。ビールはこれは必要期でございまして、五、六、七の三カ月で四割ぐらい出ていくわけでございまして、需要期を控えて増税、値上げをすることが案かどうか、その辺の見方は具体的な商売のこととございまして、私にも必ずしも判断もつきませんが、しかしながら、そういう点を考えさせたといふと、やはり一斉に、今回申し上げていふような税負担の増加を同じ五月からやらせていただくことがぜひ必要でございまして、御理解が願えるんではないかというふうに考える次第でございまして。

○鈴木和美君 大臣、何か私の質問に、お酒の代表者として、米の代表者として、清酒だけは延ばすことができないかと……。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 七月まで延ばせという御意向でございまして、これは今回はひとつ御勘弁をいただきたいと存じます。

○丸谷金保君 ただいまの鈴木委員の質問に関連して御質問申し上げます。

千八百リッターというふうな手持ち課税免除額ですか、今度千八百になった、千五百から。これは

は種類別の手持ちというふうなことをしない限り、清酒業界が言っているように、少なくとも二カ月くらい延ばしてもらわなければ公平を欠くんでないかという議論が業界内にもありますので、さらに大臣、この点についてはひとつ十分取り扱ひについては検討したいと思ひますが、同時に私は、いままでの議論を通じて――まあ大臣はやむを得ないと思ひます。しかし主税局長や関税部長は知つていてすりかえの答弁をしている問題がある。大臣よく聞いてください。江戸の時代からしょうちゅうなんか割つていたって言ひましたね。ところが、これは味をよくするためにちよつとブレンドしているやつなんです。これは戦前も玉を入るとかいろいろありました。しかしいまの、当委員会ですれぞれの委員が問題にしました民族酒とは何だということ、これは違ふんですよ。昭和十八年ころ戦争目的の遂行というふうなことで大きく酒税が変つたときに、それまでの合

成酒というものをアルコール入れても清酒という形で税の確保と国民に対する配給を賄つたんですから、その法律がそのまま生きておるわけですから、いまのアルコール添加というのは全然い味をつけるために入れるというものでは全然ないんです。増量なんです。量をふやすために入るんで、量をふやすために入るアルコールの問題を答弁する方が全部すりかえて、江戸時代からの話。何の話ですか、これ。先ほど関税部長がアルコールの問題で、そうは言つてもアルコールの混和率というものはある程度上限制限してると言ひましたね。あれは二百二十ミリリッターですか、そんなもの入れますとね、大臣、普通の酒でんな色になつちゃうんですよ、こんな色に。これは水ですけれどもね。いいですか、そのまますれいま許可しているだけ入ると。だからそんなに入れないようにメーカーの方はやっていますんで、ですから増量材としての清酒の性格が全然違ふんで、われわれが言っているのは……。だからそれはいろいろブレンドもありましよう。しかし増

量材としていまのものは民族酒なんて言える口のものじゃないということの違いをひとつ十分認識していただきたい。同時に、そのために増量した場合には、糖類の添加とか、いいですか、さらさらとなんてもんじゃありませんから。さらさらとなんというもんじゃありません。よ、実際は、皆知っているんです、そんなことは。いろんなものを入れて添加しなきゃならないんです。だから、それと本当のお米でつくった純米酒にちよつとブレンドすると、水で割るといいふうなこととは、これはほかのもの入れなくていいんですから違ふ。この議論を全部くつつけていますので、そういう意味では、やはり民族酒としての伝統を守るなら、清酒、民族酒というものはあくまでも米、こうじ、水——それは多少の防腐剤とかいろいろの問題まだあるでしょう。酸の問題もありまして、それがベースでできているものであり、増量用として三倍増酒というぐらいいんですから。いまこのごろ二倍くらいです。それでも増量なんです、これは、明らかに。これは昔のように合成酒に戻すべきなんです。これを戻した上で——これが一回、いいですか、このことをひとつ十分考えていただきたい、違ふんですから。いままでの答弁全部すりかえ、ごまかしの答弁なんです。これが一つ。

それから、そういうことですからね、一方で一万円の二級酒なんというのが出てくるのです。ですから、これは私はどうしても、こういう点については酒の品質管理の法律が非常に弱いので、きのうは大丈夫だと、鑑定官百名いるからと言ったんですが、こんなものは特級酒だつてきき酒でもって決めている。それからきのうも申しましたけれども、火入れをしたり水を入れたりいろいろなことをして、それから後の検査はしていないのですから、そういう点での管理体制をきちつとすること、そういう法的な体制を考えなきゃならぬ。ただ、いまの級別の問題だけ言っていると中小企業困っちゃうんです。税制を現状のままにしておいて、級別一万円の酒があるから二級酒というふ

うなのはちょっと変だなんといううなことだけいじりますと、非常に中小企業が困りますので、まじめな酒、それからアルコールを入れてさわやかにと、そういうものじゃないのです。糖類添加したりいろいろなことをしなきゃならぬのですから、増量材、アルコールを入れる。だから糖類の問題が出てきたんです、糖類がどんと入るのですから。そういう酒飲んだら糖尿だ。これが一つの日本酒が落ちていく原因になったんです。それを何とかもとに戻そうとして一生懸命努力しているのは小さな地酒のメーカーなんです。これらの酒がいま売れるようになったんです。リベートなんかで一本づけ二本づけしているのは、むしろ灘の大きなメーカーの方がやっているのは、むしろ安酒、買ひ酒、大きなタンクでアルコールまででがらがら……。宣伝力と資本力で売るんですからつけられるんです。これは本当はけしからぬということ税務署いつも言っているんですよ、指導している。そんなもの帳面見ればわかるんだけれどもね、手をつけないんです。大きなところがやっているからですよ。こういう問題の整理をきちんとしていただきたい。

それから、こういういろいろな税法上の問題が出てきたのは、十八年に戦争遂行ということのため財源確保で始めたものだから、どうしても無理があるんです。税法そのものを思い切った見直しをする段階、それはやると言っていますけれども、こういう視点を忘れたら大変なんです。その問題、昨日も参事人からビールに米を使っていますと一言うんですよ。くず米でしようと言ったから、そうだと一言うんですよ。えさ米のようなくず米を使っているということ白状したんです、参考人。きのうビールのメーカーの方来て、米でないんですよ、安いくず米なんです。しかも日本の国産の麦はなかなか引き取ると言わないでしよう。抱き合わせにしないさい。安いくず米これだけやるから日本産の麦もこれだけ使えと。それくらいのこと、ひとつしてもらいたいと思う。

それから同じように、日本酒は原価高い原価高いと大臣何回も答弁しています。だからといって、じゃ加州米どんと入れたいいんじやないかということには、私はならぬと思うんです。むしろ国産の麦なり何なり、他の酒も国産の穀類を使わせるということに全力を挙げるべきで、糖みつたとか粗製アルコールだとか、コーンスターチからアルコールとてがらがら混ざるようなこととせないで、できるだけ国産の穀物を使わせるようにすれば公平の原則が、高いなりに高値安定、あなたちの好きな高値安定するわけなんです。それから、こういうこともひとつ考えていただきたい。最小限度少くとも民族酒という日本酒については外国産の米を使うなという発想の転換だけは絶対しないということをお約束いただきたい。きのうビールはドイツが五千軒、ちよつと数字多かったですからね。それにしてもドイツでビールの工場がたくさんあるのは、みんなそれは自分のところの麦を使っているわけですよ。そういうことです。

それともう一つ、そういう中小企業を守り、まじめな酒をつくらせている者を進めていくために、きのうも提言いたしました。やはりこれからの税制の改正の中では、何といても種類別、規模別累進課税、ドイツなんかこの制度を採用しているから余り大きなビール会社でないんです。みんなそれぞれ地酒を醸し出すというふうになるんです。これの導入について考慮いただきたい。答弁の時間もとらなきゃならないと思いますので、以上五、六、大臣ひとつ十分勉強していただきたい、その点の実行方について御審願願いたいと思ひますが、いかがでございますようか。

○政府委員（小泉忠之君） 昨日の御質問の関連のところをまず……。

承認基準の問題でございますが、現在も白米一トン当たり二百八十リットルを上限にいたしておりまして、御指摘のように実行上はかならず、二百五十リットル台でアルコールが使われておるといふのが現状でございます。

昨日も御議論ございましたけれども、率直に申しましてアルコール添加は本来お酒をつくる場合に、米からアルコールをつくり出す量と比較いたしますと大体四割でございます。したがって、現在全体の清酒で申し上げますと、全体の米から六十万トンぐらいいりますが、アルコールを出しまして、それに添加するアルコールの量というのは六対四でございます。ですから、そういう意味ではアルコール添加というのは非常に最近では落ちてきて、落ちたといつても醸造した清酒の品質は上がってきておるわけでございます。

また三倍増酒の關係は、これはさらに三倍増酒に使用しますそのお米の原料米は二三％ということでも私も承認基準で抑えておりますが、実際は一八％台に落ちてきておる。これはなぜ必要かと申しますと、これも釈迦に説法でございますけれども、アルコールが高くなりますとお酒は辛くなるわけでございます。飲むためには一定の甘みというものがどうしても必要でございます。これは甘酒を四段で使ったりあるいは三倍増酒をまぜて甘みを出すという技術上の必要性ももちろんあるわけでございます。それが第一点でございます。

それから清酒の品質につきましては、御指摘のようにやはり原料米の品質とかあるいはこの製造技術、いろんな要因が正しく管理されるということが必要でございますが、必ずしも米の使用量を多くしたということ品質のよい清酒ができるかと申しますと、そうとは限らないというのが、……。

○丸谷金保君 ちよつと委員長待って……、そこ

いいや。

私の聞いているのは、私の質問したのは、そういう技術的なことやるなら今晩一晩あなたとやってもいいんだ。しかし時間に限りがあつたらんから、とてもしやないけれども時間中終わるわけにいかなくなつちゃうんだ。そんな答弁されると。昔の江戸時代から言われているような問題のちよつと品質をよくするために入れるのと、いまのアル添とは本質的に違ふ。なぜならば、昭

和十八年の酒税法改正で増量材としてのアルコールを添加することを認めたからだ。これをあなただちはアルコール添加してもそれは酒の質をよくすることだ。いまのアルコール添加は酒の質をよくするためにやっているんじゃないんだ、メーカーみんな。そのことをあなたら百も承知しているじゃないの。いま言つたつて四対六だ。どこにこれに四割アルコールを割つてそのままで質をよくすることになります。しかも、それは六対四というけれども、もつとそういうことになる。数字の話をしなきゃならなくなるんだけれども、中には純米酒だとかいろいろあるから、そういうのを削つていけば残りの酒が六対四じゃないんだ。細かく数字出す気ならこつちのかばんにあるけれども、それはやめましょう。ただほくの言うのは、そういう点で民族酒というからには、戦争中の増量材として認めたいの法律の中でやはり純米酒というふうなものに限らないと、いままでの国会の論議と答弁とのずれは直らないんだと、あなたたちは巧みにそれを味にもそういうものが要る、味にもそういうものが要ると。増量用に使っているということ一言も出なかつた、今国会を通じて衆議院でも参議院でもどうとう。実際はそうなんだ。そのことを言っているんだ。それをまたあんな長々と答弁されては困るんで、大臣はわかりましたでしよう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは先から言うか、裏の方から言うかという話と同じようなものじゃないかと思ひますが、確かにそれは、アルコールをたくさん使うようになったのはお米が足りなから増量して始まつたんです。それはもう理屈はないと思う。

○丸谷金保君 いまも続いているの、それが。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いまも続いている。ところが私も、酒屋さんいっぱいあるんですよ、私の地元の後援者に聞いてみた。ともかく全部お米だけの純米酒にしたらどうだと聞いてみたところが、一つは値段が高過ぎて競争できない。第二番目は、いまの人たちはさうとした酒

を好むので、純米酒だけだと昔のようなべたべたになつちゃう……(うそ)と呼ぶ者あり) とう聞いた話をよく言つてゐるんだからね。そういうことを言うんで、そこで珍しがつては飲むがなかなかたくさん飲んでもらえない。珍しがつては飲んだから酒というものの対する国民の嗜好が変わつちやつたと、そこで問題があるというふうなことも言つておりました。しかし私は、農林大臣もやつたり、農林政務次官二回もやつておるものでも、酒屋の味方なんですよ。何とかこれは米をもつと使つてうまく助成の方法とか、安く払い下げるとか、何かないかというふうなことをすつと言ひ續けて、似たようなことを言つてきてゐるんですがね。なかなか一遍に解決つかない問題がございます。本場に糖尿病にいいならこれは大変なことになるんじゃないかという気がしますが、そこら辺のことは、学問的なことは私よくわかりませんから、もう少し研究をさしていただきます。

○丸谷金保君 それから麦類の問題、それから米の問題。

○政府委員(高橋元君) 規模別の課税についてお尋ねがございました。

ドイツのビール税で確かに規模によつて軽減されておりますが、それは非常に零細なものだと思ひます。全体の九割の製造場ではございしますが、生産量では四分の一を占めてゐるにすぎない、こういうものが間接税として制度になじむかどうかという問題がございますけれども、先ほど大臣からお答えもございましたように、酒税の基本的な問題の一端として長期的に検討さしていただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 それから麦の問題とお米の問題、大臣、ビールの。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 特にビールの場合は私は国内のを使うように、農林大臣当時も、それ以前からも団体交渉をやらせて、徐々にふやさしてゐるんですよ。最初十何%とかいって、だん

だんだんふえてきて、いま二〇%ぐらいね。それで、ともかく会社は、国内生産三割使つたら、ビールの三割使つたらどうだと、三割ぐらいできるんじゃないかと。この間もぼくはある大手の麒麟会社の社長も来たから言つてやつた、それを使うようにしなさいと。何だかんだ言つていましたよ、品質が悪いとか、やれ落ちこぼれができてとか、やれ乾燥場がうまくないとかどうとかこうとか言つていたけれども、そんなものは農協と相談してやつたらどうだと。それは一挙にできませんが、そういうことであるべく国内産の品質も向上させて、それであるべく国内産を使わせると。十円がとも原価を上げる気だつたらかなりものを使えるらしいんですよ、これ。この国税庁がちよつと書いたやつで言つても大変な話になるんだが、これを余りすると米価にとつて安過ぎるからちよつと私発表しない、こう言つてゐるんですが、大変なことになる。ですから同じ税金を払うのも米価で国内に払うのも同じことなんだから、私は今後の検討課題として、これは品質の問題には問題がありますが、極力両面からそういう方向で指導をしてまいります。

○丸谷金保君 頼みますよ。それから外国から米を輸入しないこと。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 外国からは米は輸入いたしません。

○丸谷金保君 ありがとうございました。

○多田省吾君 先ほど御質問がございましたが、一昨日総理は、日商総会のあいさつの中で、第二臨調の発足にちなんで行政改革を政治生命をかけて行くと。またその後の別の会合でも、昭和五十七年度からの大型間接税につきましては新設をしない方向でやりたい、こういうお話をされたわけでございます。

きのう、またきょう、大蔵大臣の御答弁も私もあるからお聞きしておりますけれども、もう一度大蔵大臣としてはこの総理の御決意に対してどのように考えておられるのか。

弁では、しかしながら、やはり大型間接税の勉強はやらせてもらう、準備は續けて行かうという意味の御答弁があつたと存じますけれども、私はやはり鈴木総理が政治生命をかけて行政改革のみによつて財政再建を図り、大型間接税は昭和五十七年度からはやらないんだ、こういう決意を述べられてゐるのにかんがみまして、大蔵大臣としてはやはり一蓮託生、あくまでもこの鈴木総理の重大な決意を受けられて大型新設税の準備も取りやめる、そのぐらいの御決意で初めて私はこの画期的な総理の御決意による財政再建が可能なのではないか、このように思ひますけれども、この二点を大蔵大臣はどう思はれてゐるか、お聞きしておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、税調というのは総理大臣の諮問機関でございしますから、そこで今後の財政の展望というものを見た場合において、支出の八〇%を租税で賄ふということになれば避けて通れない問題だという答申が出てゐるわけですね。そいつについていろいろ研究をすることは私は何ら差し支えないんじゃないかと、研究することは、そう思つております。問題は、中期財政展望によると、あれもいいかげんにつくつたものじゃないです。世間からはさうとられておるかどうかわかりませんが、かなり詰めて詰めてつくつたやつなんです。来年は一兆九千億円程度の要するに要調整額が出てくると。それを全部削ることでできれば増税は何も要らないんです。何も要らないんです。そこで果たしてできるかどうか、これはやってみなきゃわからぬことですね、これは。しかし極力そういうことはやると。まず大型増税は頭はないということ、頭はないんですよ。私は、もうだんだんなくなつてくるんだから。というところで、まず歳出カットに全力をともかく挙げると。そうでなければなかなか思うようにいかない。少しぐらいがたがた騒がれたからといってやめちゃうようなことになつたらとてもできない。ですから、もう少し大混乱起きてても構わない、歳出カット。それは国会の皆さんがやれやれ

やれと全部で言うわけですから、これ。だから、いざそのときになってあれは違つたなと言われちゃ困りますよ、これ。そういうことで、私は皆さんと相談をしていくという姿勢でございます。

○多田省吾君 次に、酒税法の改正について具体的に伺つてまいりたいと思ひます。

国税庁の説明によりますと、酒類の出荷価格は原価プラス酒税の金額を加算したものとされております。したがつて酒税は、酒類が卸売業者から小売業者を経て売り渡されるまで転々として、最終的には消費者負担になる仕組みになっていて、わけがございます。他の物品税などでは、一般小売価格になるべく転嫁させないよう、企業努力をしてコストの低下を図つたり、場合によつては企業が増税分の幾らかを負担するという場合もございいます。ところが酒類においては逆に、ビールは五円単位、清酒類は十円単位に切り上げるのが慣習となつております。ですから衆議院でも言われておりまして、ウイスキーの二級一級なんかはやはり今度の増税では、一級七百二十円が千三百六十三円七十六銭、これが千三百七十円というやうな十円単位の切り上げの慣習になつていて、わけがございまして、これは私はおかしいと思つてゐるのか、それをまず問ひたいと思ひます。

○政府委員(小泉忠之君) 価格の問題でございまして、酒類の方からお答えさせていただきます。

御存じのように、たゞまは酒類は自由価格でございまして、酒税の増額に伴います価格改定は、酒税そのものが間接税でございまして、消費者に転嫁されるということも予定した課税になるわけがございまして、今回の引き上げに際しまして、その引き上げ額はやはり現行価格に計算されるということも予想してやむを得ないではないかというふうに考へてゐるわけがございまして、その際に、御指摘のように酒類は商品でございまして、やはり一般的に小売価格がどうい

う値決めになるか、これは酒類あるいは容器によつて異なりますけれども、たとえばビール大びんでは五円刻みというやうな市場の慣行がございまして、小売価格が数百円のものにつきましても、やはり十円単位のものがございまして、それから場合によつては百円単位が常識的だというやうな取引慣行もあるやうに聞いております。したがつて、それらに沿つてこの端数の整理が行われるということもやむを得ないのではないかと、それからさらに加へまして、最近の状況は、市場が非常に何といひますか需要の状況が伸び悩んでおるといふやうな状況もございまして、従来の増税に際する値決めにつきましては、場合によつてはその後の需要の伸びというもので、そういった流通関係にかかるといふことも期待しながら、値決めに指導したという場合もあり得るわけがございまして、今回の増税に際しては、どうもそこは転嫁されるということがやむを得ないという方向で考へざるを得ないのではないかと、このが率直に申し上げて私の考へ方でございます。

ウイスキーの二級につきましての値決めの話でございまして、これは増税が確定してから後各企業が決める問題でございまして、七百二十ミリの現在一級のウイスキーが千二百五十円でございまして、それに対する酒税の増税額は百十三円七十六銭といふことになろうかと思ひます。それを加へますと百六十三円七十六銭といふやうな値決めは大体十円刻みの千二百五十円といふのがいまの価格でございまして、十円刻みの値決めにするとすれば九・六のアップ率というやうな予想も成り立ち得るわけがございまして、これはいづれにいたしましても各企業が市場の動向を見てこれから決めていくと、五月一日ということになつてからこれまでの間に、五月一日といふことといふやうに考へております。

○多田省吾君 こういふ慣習は、お酒類の中小生産者は資本力が非常に小さい。そのためこういう慣習につきましてはある程度理解できますけれども、

も、ビールとかウイスキーなんかの資本力の大きい企業になりますと、いまお話がございましたやうに十円単位の切り上げになるという慣習適用は私はちよつとおかしいんじゃないかと思ひますけれども、もう一回この点について何か方法はなにか、お伺ひいたします。

○政府委員(小泉忠之君) 繰り返すようでございますけれども、これから問題でございまして、値決めに際しては、増税に際してその価格につきましては、私も直接調査をして指導するといふ場合もございまして、そういう際に客観情勢等も考慮して検討してまいりたいというふうに考へております。

○多田省吾君 それから同じく国税庁に伺ひますけれども、酒類の値上げの場合、企業みずから値上げする場合と今回のように増税によつて値上げする場合と、二通りがあるわけがございまして、これについて国税庁に今回のやうな場合は報告はなされるのかどうか。

○政府委員(小泉忠之君) 酒類の価格は自由価格でございまして、値上げ等によつて価格を変更したとしても、その報告を法律的に義務づけるというところは、もちろんいたしておりません。おりませんが、たとえばビール、ウイスキー等の大企業製品につきましては、これは価格改定の際に、特に増税に伴う価格改定につきましては、状況等を随時私どもの方でアクチブに把握していくというやうな作業をいたしております。ただ清酒につきましては、非常にメーカー数も多いわけがございまして、流通の業者数も多いこととございまして、製品の種類も多数ありますので、通常のレギュラー品と申しますか、通常品につきましては、その増税の場合も含めまして販売価格を改定した際には税務署の方に事後に報告をいただくやうな措置をいたしております。

○多田省吾君 私は、やはり増税による値上げの場合でも、便乗値上げというものが全然考えられないというわけのものでもございませんで、すべての製品についての報告を義務づけた方がよろし

いんじゃないかと、こう思ひますが、どうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 昭和三十九年以来酒類については自由価格のたゞまを貫いておりまして、したがつて、私どもがその自由企業の製品につきましてその価格を決定するといふようなことは法律的にも根拠がございませんで、実情を事実上把握するといふことがやはり限界ではないかというふうに考へております。

○多田省吾君 大臣は、衆議院の大蔵委員会でも、便乗値上げについては絶対認めないという強い姿勢を示されましたけれども、それは結構なんです、その具体策はございまして。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 一つは、行政指導です。一つは、やはりこれだけ物が豊富に出ておつて、むしろ販売競争というやうな状態ですから、幸ひに。そういう点からかばかしくないと、このことはいいことか悪いことかわかりませんが、そういう点から私には便乗値上げは抑えられると考へております。

○多田省吾君 次に、清酒の酒税負担率のあり方について、三、四回伺ひたいと思ひます。

提案理由の中で、「物価水準の上昇に伴ひその負担水準が低下してきていることなどにかんがみ負担の引き上げを求めるとし、」云々と云つておられますけれども、単純にこのように割り切つていいものかどうか疑問が残るわけがございまして。

そこで、まず酒税負担率の状況と酒類別の業者数、それから酒税課税数量と税額、これを概略御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(小泉忠之君) 業者数等の御報告でございまして、酒税の方から答えさせていただきますが、五十四年度末現在の主な酒類の製造免許業者数は、四十八百四十二社、そのうち清酒につきましては二千九百三十三社、ビール六社、ウイスキー四十社、その他千八百六十三社、こうい

うことになっておりまして、これは兼業いたして
おります場合にはダブルアカウント、これも名寄
せはいたしてございまして、各酒類を通じてネッ
トで名寄せをいたしますと三千六百三十九社、こ
ういうことになります。

それから税負担率につきましては、現在の価格
で申し上げますと、清酒一級一・八リットル物に
つきましては小売価格千六百円、税額三百八十五
円五十六銭ということで、負担率は二四・一％。
それから清酒二級につきましては一・八リットル
物で千二百円、税額は百五十四円四十四銭、負担
率一二・九％。ビール大びん六百三十三ミリリッ
ター、小売価格二百四十円でございます。税額は
百一円九十七銭、四二・五％の税負担率。ウイ
スキーはたくさんございまして、そのうち特
級の七百六十ミリリットル物、これはだるま級で
ございまして、二千五百円の小売価格で、税額は
千七百四十三銭、負担率四三％。以上のようなぐ
あいになっております。

それから主な酒類の課税移出数量でございます
が、五十四年度の実績で申し上げますが、全体と
して七百七万二千キロリッター、そのうち清酒は
二三・三％でございまして百六十五万一千キロ
リッター、ビールは四百六十八万七千キロリッ
ター、これは六六・三％のシェアになっております。
ウイスキーは三十一万一千キロリッター、その他
四十二万三千キロリッター。

以上でございます。

○多田省吾君 清酒については伸び悩みの傾向が
顕著に見られるわけでございますが、この原因を
どう把握しているのか、また、どのような対策を
実施してきたか、お伺いしたい。

○政府委員(小泉忠之君) 清酒の伸び悩みの原因
といたしましては、やはり毎回御議論に出ており
ますように、生活様式が洋風化しておるとい
う一般的な環境もございまして、あるいは他の酒類、
ビール、ウイスキー等、大企業との関係で申し上
げますとやはり販売力等に個々の業者としては差
があるのではないか。さらに相対価格の問題もご

ざろうかと思ひます。

その打開策といたしましては、中小企業近代化
の促進法、これに基づきまして五カ年間の第三次
近代化の対策をいたしておりますが、この計画は
大蔵大臣が定めました近代化計画、これに沿って
各清酒業界で構造改善事業を行っており、こ
ういう状況でございます。

で、その具体的な事例を申し上げますと、知識集
約化事業、これは七十七グループで三千五百五十
一社が参加して新商品開発あるいは新技術開発、
人材養成等の事業を共同でいたしております。そ
れから共同需要開発事業がございまして、これは
六十六グループの二千五百八十五社が参加いたし
まして、共同によってこの清酒需要の開発を、特に
地酒の振興に関連するわけでございまして、努力
をいたしております。それから取引関係の改善とい
うものがございまして、六十グループ、八百九十九
社が参加いたしましていわゆる共同でびん詰めを
いたしまして、銘柄を共同にいたしまして販売
をするというような共同作業といえますか、これ
で構造改善の成果を上げようという努力をいたし
ております。そのほか、清酒製造業の振興策といた
しましては、若干時間が長くなり恐縮でございます
が、清酒業安定法というのがございまして、これ
に基づきまして信用保証事業、近代化事業及び構
造改善給付金事業を実施いたしております。それ
から信用保証基金追加造成のための補助金の交付
もいたしております。それから食糧制度の枠内
ではございまして、原料米に対する助成をいたし
ております。業界におきましても、需要の拡大が
重要な課題であるということも認識いたしており
まして、各地の酒造組合あるいは全国的な中央会
におきましても需要振興の活動を精力的に行つて
おるといふことでございまして、国税庁自体とい
たしまして、この予算措置五千万円等を計上いた
しまして、直轄においてこの需要開発の問題点
はどこかというところを調査を続けておりまして、
できるだけ早くこれが実際の業界の指針になるよ
うに五十六年度はさらに努力を続けたいというふ

うに考えております。

○多田省吾君 かしながら、現状は、このま
まいきますと、過去の製塩業界が四けた台の企業が
現在七社に減少したように、清酒業界においても
大手が残りなくなるだろうと、このように非常
に危惧されているわけでございまして。この中小清
酒業界に復興のめどは立っているのかどうか、端
的にお伺いします。

○政府委員(小泉忠之君) 全体的な経営の状況を
ごらんいただきますと、他の食品製造業に比べま
してそれほど遜色があるというふうな状況にはな
っていないと思ひますけれども、中小の各地の製
造業者につきましてはいろいろ問題点も多いし悩
みも多いと思ひますが、全体的に申し上げますと、先
生御指摘のように、三千を超えておった業者が、
最近は何年か七、八十社がやむを得ず転廃を続
けておるといふ状況でございますが、逆に申しま
すと、これが適正な業者数に近づいておるとい
うふうな見方も考えられるわけでございまして、問
題はやはり個々の企業の体質が強化されるとい
うことが大事ではないかというふうに考えます。

○多田省吾君 ですから、いまお答えのようです
と、製塩業界のように大手が残りなくなる。ま
あ年間七十八社がつぶれていく、適正な競争
力のある業界になっていくんだと。これは言葉つ
きはいいようでございますけれども、結局は、現
在二千九百三十三社ありますけれども、将来は大
手しか残りなくなるという危惧がそのままあらわ
れるということでございます。これは大変な事
態だと思ひます。

それで、業界ごとの酒税課税数量を見ます
と、ビール業界とウイスキーはかなり伸びている
わけですね。税額で比較してみても、ビール業
界は、先ほどお答えがございましたように、たつ
たの六社で五十三年度の実績が六千九百一十一億
円、五十四年度におきましては七千五百五十八億
円と。ウイスキー業界では、四十社で五十三年度
実績で二千九百七十三億円ですか、五十四年度に
なりますと三千五百七十二億円。ところが、清酒

業界は、二千九百三十三社で五十三年度が二千六
百九十七億円、五十四年度も二千八百八十三億円
と、まあほとんど伸びていないわけございま
す。まあ負担税率が違ひますので単純には比較
できないと思ひますが、一社当たりの力には歴然
としたものがございまして。これでは清酒業界は將
来は中小清酒業界が全部もうなくなってしまう
このように危ぶまれるのはこれは当然だと思ひ
ます。

もう一回お伺いしますが、この現状をどう把握
していますか。

○政府委員(小泉忠之君) 清酒業界の問題は、先
生御指摘のように、やはり伝統産業でありなが
ら、かなり他の酒類と比較いたしまして原料事情
等の問題もございまして、競争条件においてハン
ディキャップがあるというところは私も十分承知
いたしておりますが、先ほどお答え申し上げま
したように、できるだけ構造改善の事業が強化さ
れまして、各企業の体質が少しでも強化されるよ
うにあらゆる手を尽くして現在までに至ってお
るわけでございまして、やはりその主要な原因であ
るたとえば原料の問題あるいはまた販売力のハン
ディキャップの問題、その他未解決の問題も多い
ことは事実でございます。

○多田省吾君 先ほど中小清酒業界に対しまし
て、近代化方策等を通じていろいろやっているん
だというお話もございましたけれども、余りそれ
が効果を上げていない。私はこのように中小清酒
業界が非常に危機に陥っている状況をつくつたの
も、一つは税制度にも問題がある、このように思
います。特に税体系の中で嗜好品課税の位置づけ
といたしまして、国税庁発行の、昭和五十五年
度のもう出ておりますが、「私たちの税金」の中
で次のように言っております。「特殊な嗜好品課
税 酒、たばこは代表的な嗜好品で、私たちの日
常生活のなかに深く溶け込んでいる。生活の必需
品とはいえないが、消費はかなり一般的で、消費
量も多い。そのうえ、嗜好品としての性格から、
家計の消費が増加し、または減少しても、その中

に占める酒、たばこに対する消費支出金額の比重はあまり変わることがない。そこで、これに課税することによって、多額で安定した財政収入を確保することが出来る。従って、歴史的にも酒、たばこは消費税の課税対象に極めてふさわしいものとされ、諸外国においても、他の物品よりも高率の税負担が課されているのが通例である。この説明がございます。

ですから酒、たばこは嗜好品であるから税金をたくさん支払うのはあたりまえだ、こういう解説でございます。しかしたばこは専売事業ですから問題はないと思いますが、酒類につきましては業界のシェア確保競争が非常に激しく、強い者が残り、また弱い者がつぶれる、そういう姿になっております。特に清酒業界は、ビール業界あるいは洋酒業界に完全に圧倒されております。したがって価格を少しでも下げて対抗しようとしても、税負担率は国で決めるわけでございすから、この面では対抗できないことになりました。私はやはり清酒業界が凋落の一途にあるのは、税負担率もかなり影響していると思う。そういうわけで、やはりこの点も調査研究をして、先ほどは従量課税であるから云々というお話もございました。また二級酒に対しては税率の引き上げもかなり低く抑えているというような言い分もありましたけれども、私はそれ以上にやはりこういう中小清酒業界が非常に危機に立っているという現状から見まして、税負担率の面においてももう少し考える必要があるんじゃないか、こう思いますが、大臣どうですか。

○政府委員(高橋元君) 長い間に、三十七年からいまに至るまで酒税の体系というのは変わらないわけでございすが、酒の原料事情なり、おっしゃるような零細規模であるとか転嫁がむずかしいという事情を考慮しまして、昭和三十一年に作り直した時代には、お酒の特級とビールとウイスキーは大体五〇%の税負担率である、清酒の一級は四〇%、清酒の二級は三〇%というつり合いであったわけですが、清酒の二級はその後、四百八

十四円の小売価格の場合、現在の千二百円の小売価格の場合、税率を全く上げないまま二十年推移してきたわけでありす。その間、酒の何といひますか、中小零細性と必要な伸長が比較的低いということについては十分な配慮を行ってきたわけでございますが、今回税負担の引き上げをお願いする際にも、そういう生産、消費の事情に配慮しまして、清酒特級は二四%、清酒一級は一四%、清酒二級は一〇%弱という税負担率にとどめておるわけで、したがって、その辺で清酒の二級なり合成酒なりしょうちゅうなりみりんというもののについての十分な配慮を行って案をつくりまして御審議をお願いいたしておる次第でございすので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに存じます。

○多田省吾君 また後にお伺いしますが、大臣としてはどうですか、もう少し清酒二級等は税率を引き下げる、そういうお考えはないですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 十分配慮したつもりでございす。

○多田省吾君 次に、中小清酒製造業者の振興対策について、まあお買い買いかお売り売りとかわれておりますが、その問題について若干お伺いしたいと思ふんです。

先ほど答弁がございましたが、政府は五十二年から清酒製造業に對しまして第三次近代化計画を進めておりますけれども、その進捗状況、それから今後の見通しについて概略御報告いただきたいと思ふんです。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように、昭和五十二年度から五十六年度計画で構造改善の近代化計画を行っております。その最終年度が五十六年度ということになるわけでございすが、現在までのところ、この進捗状況につきましては十分でない点ももちろんございすが、事情にマッチした進捗は一応の成果をおさめておるということが率直に言つて現状ではないかと思ひます。

そのうちで特に重点を置かれております点は、知識集約化の事業でございまして、これにつきま

しては新商品開発あるいは新技術の開発、人材の養成、グループに参加をいたしまして各製造業者が流通界の業者と共同してこの成果を上げるというような作業をいたしております。

それから共同の開発、これも六十六グループで二千五百八十五社が参加しておるという現状でございす。

それから取引関係の改善につきましては、共同びん詰めあるいは共同銘柄による共同販売、六十グループ、八百九十九社が参加いたして実行いたしております。

経営規模の適正化事業というものもございすけれども、これにつきましては企業合同あるいは共同びん詰めによりまして規模を適正化するという事業でございすけれども、この進捗状況ははかばかしい状況でございす。二十二グループの八十五社ということにとどまっております。

この事情につきましては、やはり企業の体質強化、近代化につきましてはどうしても設備投資を中心に行うという問題がございまして、これにつきましては、やはり基礎になる経済状況、これが中小の零細企業の設備投資がリスクを伴う状況がかなりございすので、一方で清酒の需要が伸び悩んでおる状況下で、こういった設備投資が促進されて企業の経営規模が適正化するという方面についてはネックになる事情が存在しておるというのが現状でございす。

そこで構造改善計画の主たる目標をやはり需要の開発に置いて今後努力を続けていくということにならうかと思ひますが、合理化、近代化の必要性はこの構造改善計画の第三次の計画期間が過ぎた後も当然続くわけでございまして、その主眼とする需要開発事業につきましては私もももてきる限りの支援を行つてまいりたいというふうに考へております。

○多田省吾君 その中で、経営規模の適正化に関する事項の中で清酒製造業の経営規模別の企業数はどうなつておりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 現在の清酒の製成数量

規模別の企業者数でございすが、昨年の一月現在で申し上げまして五千キロリットル超の企業者は二十四社ございすが、百キロリットル以下の業者は七百二十五社ということで、全体の二千九百四社のうちでやはり百キロリットル以下の企業者のウェイトというものは四分之一を占めておるという状況でございすが、中堅になります百キロから千キロ、この間の規模の企業者数を見ますと千九百七十九社ということで、こゝろが大体大宗をなすということでございす。

○多田省吾君 先ほど構造改善事業について説明いただきましたけれども、昭和五十三年から構造改善給付金、これは四年計画、昭和五十六年まで行つておりますけれども、この事業の内容と、またその給付状況、これを簡単にひとつおしやつてください。

○政府委員(小泉忠之君) 近代化計画は五十二年

この概要は、国からの補助金にあわせて業界からの拠出金を加へまして信用保証事業というものを行つておりますが、その五十億、大体現在のファンドは五十億円ということになるわけですが、この運用益を原資といたしましてさらに業界から二分の一の負担を加へまして給付金事業を行うということでございまして、これは転嫁を余儀なくされる方の製成規模数に應じまして、一キロリットル当たり約五万円ということを基準にいたしまして転嫁される方につきまして給付金を給付するということになっております。大体一社当たり平均七百万から八百万という金額が給付されることになっております。その金額につきましては、非常に低いというふうな、これを増額する御要望もございすけれども、所得状況と比較いたしますと、七、八百万円の給付金というものは倒産する前にやはり事業をスムーズに展開していくということにつきましてはかなりの効果を持つものではないかというふうに考へておりますが、

規模別の企業者数でございすが、昨年の一月現在で申し上げまして五千キロリットル超の企業者は二十四社ございすが、百キロリットル以下の業者は七百二十五社ということで、全体の二千九百四社のうちでやはり百キロリットル以下の企業者のウェイトというものは四分之一を占めておるという状況でございすが、中堅になります百キロから千キロ、この間の規模の企業者数を見ますと千九百七十九社ということで、こゝろが大体大宗をなすということでございす。

各年の転廢の業者数を申し上げますと、五十三年度は六十四社、五十四年度五十八社、五十五年度七十九社ということになっておりまして、五十三年度以来二百一社ということになっておりますが、それに対しまして年度別の給付状況は、五十三年度五億一千五百七十七万、五十四年度四億二千四百八十八万、五十五年度六億四千二百二十八万というところでございまして、この三年間に十六億円の給付が行われておるという状況でございます。

○多田省吾君 この概要は書類でもいただいておりますからそのとおりでありましようけれども、これら廃業をして給付金を受けた者の中で、いわゆるおけ売り型企業というのはどのくらい占めておりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 申し上げますと、転廢業の方三年間二百一社いらっしゃったわけでありまして、そのうち八十五社がおけ売り型の企業の方でございます。で、おけ売り型企業と申しますと、移出数量の過半をおけ売りをしておる方ということでございまして、おけ売りとは語弊がございますが、未納税移出をしている企業の方ということでございまして、残りの百十六社の中にも未納税移出をしておられる方はあるかと思っておりますが、私どもの分類では主としておけ売りをされておられる方がおけ売り型企業ということで、これが八十五社でございますということでございます。

○多田省吾君 そうしますと、二百一社の中でいわゆるおけ売り——未納税移出と言っているようですが、八十五社ある。残りの百十六社につきましても、量は少ないかもしれないけれどもほとんどおけ売りをやっているんじゃないかと思われまが、どうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 他の百十六社の内訳を申し上げますと、卸売型の方が十四社、それから直売型の方が四十三社、それから集約に参加していらつしやる方が五十四社、もともと休業されておられた方が五社、こういう内訳になっております。

すが、部分的にはいま申し上げた方々の中でも一部おけ売りをされておられるというふう聞いております。

○多田省吾君 このようにおけ売りをしている中小企業の立場に立つた場合には、経営の上から大企業によって圧迫されるようなことがあればこれは大変な問題だと思ひますけれども、この点私は厳格に調査すべきだと思ひますけれども、いま現在どのような調査をしておりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 未納税取引の実態につきまして、大手からの圧迫があるのではないかと、いうお話と、実態調査はどうかという御指摘でございます。未納税取引につきましては、取引価格が現在のところ大手メーカー自体がつけられます自社製のコスト、値段と比べますと、平均して一割程度高い未納税酒を引き取っておるという状況が一つございまして、割が高なものを引き取っているということでございますが、もう一つは、大手メーカー自体かなり操業率が落ち込んでおりまして、操業余力が二割程度ございまして、八割前後の操業率になっておりまして、製造余力を残しておる。それから大手メーカー自体やはり出荷が伸び悩んでいると。さらにまた、消費者の方々の未納税取引酒を混和するということがいかにぬのではないかと、悪ではないかという誤解が一部の消費者にございまして、お酒は結局ブレンドということがかなり重要な要素をなすわけでございますが、まざることにいつて何か悪であるという誤解も一部にあるというようにございまして、大手メーカーの中には、この未納税取引から撤退をしたいと、可能な限りこれを減少させて自製酒の割合を高めていきたいというような意向も強いようになってきております。

しかしながら、未納税移出に依存している企業が多いだけに、この大手メーカーの動きは深刻な問題になるわけでございますが、逆に申しまして、大手メーカーの製造余力もそれほどあるわけではございません。したがって、今後を見通す場合に、やはりある程度の未納税取引の依存という形態はやむを得ない点も当然あるわけでございます。私どもとしては、やはりこの未納税取引自体が安定していく、そしてその買入方と売り方が円満な関係で相互に補充し合つて協調していくということが特に重要ではないかというふうな考えでございまして、その線に沿つた指導を行っているわけでございまして、特に、最近の清酒業界の状況を前提にいたしまして、やはり企業経営の内容とその実態を把握して、未納税取引の安定に役立つように私ども努めておるわけでございまして、取引数量の把握とかあるいは企業経営内容の把握、取引価格の把握、これについては私どもも現在調査は十分いたしております。

○多田省吾君 新聞報道等によりまして、清酒メーカー数は、先ほどお話があったように、昭和五十四年度で、昭和五十五年の三月一日現在で二千九百三十三社、そのうち二千社がおけ売りを実施している。また、その三分の一はおけ売り八〇%以上という専門メーカーである。で、現時点ではこのおけ売り制度というものがやむやみで行われているわけでございまして、これだけ多数の会社がやっているということから見れば、国としては指導方針を明確にして中小企業の経営安定を図っていくべきだ、このように思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように、未納税取引で未納税をしておられる企業数は全体の三分の二を占めるわけでございまして、その数量は全体の三分の一というふうな状況になっております。

で、先ほども申し上げましたけれども、未納税移出企業の経営の安定を図ることがやはり必要の一面でございまして、そのためには取引自体の安定を図る必要があるというふうな考えでおります。一方、大手メーカーといたしましては、取引価格がやはり自社製品より高い、あるいは先ほど申し上げましたように製造余力があるというふうなことから、合理的な未納税取引に移行した

い意向があるわけでございまして、私どももいたしましては、この取引の安定化を図るということが特に重要なポイントではないかということで、昭和四十八年度以降注文生産契約制度というものを指導いたしております。その安定化を図っておるわけでございまして、その内容は、一か年間の少なくとも未納税取引について事前に取引数量あるいは品質、取引価格、あるいは代金の支払い方法、取引の時期等について文書によって契約を行ひまして、その契約に従つた未納税取引を行うということを基本にいたしております。これがやはり両者の、買入方と売り方の企業の経営の安定に資するものというふうな考えでおります。

○多田省吾君 最後に大臣にお伺いします。

いま部長からお話があったように、中小清酒業界は非常に苦難の道を歩んでいるわけですが、年に七十社から八十社ずつつぶれているという悲しむべき現況でございまして。その上に、おけ売りというふうな問題もございまして。まじめな清酒業者が生き残れるような方策というものをやっぱり政府は強力に講ずべきである。いまもいろいろやっておられますけれども、調査ももう少し万全を期して行ひ、そして中小清酒業者がまじめにやっているとすれば適正な利益を得て十分に生き残れる、そういう姿にならなければならぬ、私はこのように思ひます。年に七十社も八十社もつぶれていって、それは自然の姿で淘汰されるのだというふうな考えは私は誤りである、このように思ひます。大臣としてその点どういうお考えでいるか、最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 重ねて答弁申し上げますが、やはり清酒業者、地酒の振興というふうな点などいろいろ法制上その他工夫をしてみて、業界の人ともよく相談をして、どういふようなことをすれば効果があるか勉強して応援をしてやりたいと思つております。

○委員長(中村太郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(中村太郎君) 物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、まず政府から順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、物品税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情、消費の実態、課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、新規に開発された物品等を新たに課税対象に加えることとするほか、一部の物品に対する物品税の税率の引き上げを行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、ビデオテープレコーダー、集中冷暖房装置の機器類、ライトバン等を新たに課税対象に加えることとしたしております。なお、新規課税に当たっては、必要な暫定軽減措置を講ずることとしております。

第二に、小型乗用四輪自動車、自動車用の冷房装置等に係る税率を、軽乗用四輪自動車を除いて、一五%から一七・五%に引き上げ、また、排気量二百五十立方センチメートルを超える大型二輪自動車等に係る税率を、五%から一〇%に引き上げることとしたしております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情、印紙税の負担状況等に顧み、印紙税の税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、定額税率及び階級定額税率の引き上げを行うこととしたしております。

すなわち、定額税率及び階級定額税率を二倍に引き上げるとともに、階級定額税率につき、その最高価格帯に新たな金額区分を設けて税率を引き上げる等その調整を行うこととしたしております。

第二に、過意税の最低額を現行の五百円から千円に引き上げることとする等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

最後に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情に顧み、有価証券取引税の税率の引き上げ等を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、有価証券取引税の税率の引き上げを行うこととしたしております。

すなわち、地方債証券、社債券等に係る税率について、証券会社の売買による譲渡の場合は一万分の一から一万分の一・五に、一般の譲渡の場合は一万分の三から一万分の四・五にそれぞれ引き上げるとともに、株券、株式投資信託の受益証券等に係る税率について、一般の譲渡の場合は一万分の四十五から一万分の五十五に引き上げることとしたしております。

第二に、印紙納付に係る有価証券取引税について、税額が一定額を超える場合には現金納付によることとし、一定額以下である場合には印紙納付によることができることとする等制度の整備合理化を行うこととしたしております。

以上、物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。なお、三案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(中村太郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

物品税法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十四分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国税通則法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、法人税法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

国税通則法の一部を改正する法律案
国税通則法の一部を改正する法律案
国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 総則第七十五条―第八十条」を「第一款 総則第七十五条―第七十八条」を「第一款 二 国税審判庁(第七十九条―第八十条の六)」に改める。
第十一条中「国税庁長官、国税不服審判所長」を

「国税審判庁長官又は国税庁長官」に、「又は税関長」を「若しくは税関長」に改める。

第十三条第一項中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十五条第一項及び第三項から第五項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十八条及び第七十九条を削り、第八十条を第七十八条とする。

第八章第一節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 国税審判庁
(設置)
第七十九条 内閣総理大臣の所轄の下に、国税審判庁を置く。

(所掌事務)
第八十条 国税審判庁は、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査に関する事務をつかさどる。

(権限)
第八十条の二 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。

- 一、予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二、収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三、所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。
- 四、所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 五、職員に任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 六、所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
- 七、所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 八、国税審判庁の公印を制定すること。

九 国税に係る行政庁の処分についての不服に
対する審査を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に
基づく命令を含む。）に基づき国税審判庁に属
させられた権限

（地方支分部局）

第八十条の三 国税審判庁の地方支分部局とし
て、各都道府県に、地方国税審判局を置く。

2 地方国税審判局の名称、位置及び管轄区域
は、政令で定める。

3 地方国税審判局の事務の一部を取り扱わせる
ため、その地方国税審判局の管轄区域内に、地
方国税審判局の支部を設けることができる。

（長官）

第八十条の四 国税審判庁の長は、国税審判庁長
官とし、内閣総理大臣が任命する。

（国税審判官等）

第八十条の五 国税審判庁に国税審判官及び国税
副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税審判庁長官に対してされ
た審査請求に係る事件の審査を行い、国税副審
判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整
理する。

3 国税副審判官のうち国税審判庁長官の指名す
る者は、国税審判官の職務を行うことができ
る。ただし、この法律において審判長の職務と
されているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

（政令への委任）

第八十条の六 この款に定めるもののほか、国税
審判庁の組織及び運営に関し必要な事項は、政
令で定める。

第八十四条第六項、第八十八条第二項、第八十
九条第一項及び第三項並びに第九十条第一項から
第三項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税
審判庁長官」に改める。

第九十一条第一項中「国税不服審判所長」を「審
判長」に改め、同条第二項中「国税不服審判所」を
「国税審判庁」に改める。

第九十二条中「国税不服審判所長」を「審判長」に
改め、同条の次に次の三条を加える。

（審査の合議制）

第九十二条の二 審査は、三人の国税審判官（第
八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により
国税審判官の職務を行う国税副審判官を含む。
以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決す
る。

（審判官の指定）

第九十二条の三 国税審判庁長官は、審査請求書
を受理したときは、当該審査請求に係る事件に
ついて前条第一項の合議体を構成すべき審判官
を指定しなければならない。

2 国税審判庁長官は、前項の規定により指定し
た審判官のうち審査に参与することに故障があ
る者があるときは、その指定を解いて他の審判
官をもつてこれを補充しなければならない。

（審判長）

第九十二条の四 国税審判庁長官は、前条第一項
の規定により指定した審判官のうち一人を審判
長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審査に関する事務を総理す
る。

第九十三条第一項中「国税不服審判所長は、審
査請求書を受理したときは、その審査請求が前
条を「審判長は、審査請求があつたときは、当該
審査請求が第九十二条（以下）に、「国税不服審判
所長は、その受理した」を「審判長は、当該審査請
求に係る」に改め、同条第四項中「国税不服審判所
長を「審判長」に改める。

第九十四条を次のように改める。

（審判官の除斥）

第九十四条 審判官は、次の各号の一に該当する
ときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であ
つた者が事件の審査請求人若しくは参加人であ
るとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人

の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは
同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の審査請求人又は参加人の後
見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について参考人又は鑑定人と
なつたとき。

五 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人
の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が審査請求に係る処分について国税
庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関
の職員の職務（不服申立てについての職務を
含む。）を行つたとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有
するとき。

（審判官の忌避）

第九十四条の二 審判官について審査の公正を妨
げるべき事情があるときは、審査請求人若しく
は原処分庁（以下「審査請求人等」という。）又は
参加人は、これを忌避することができる。

2 審査請求人等又は参加人は、事件について審
判官の面前で陳述をした後は、審判官を忌避す
ることができない。ただし、忌避の原因がある
ことを知らなかつたとき、又は忌避の原因がそ
の後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立ての方法）

第九十四条の三 除斥又は忌避の申立てをする者
は、書面又は口頭をもつてその原因を開示しな
ければならない。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした
日から三日以内に疎明しなければならない。前
条第二項ただし書の事実も、同様とする。

（除斥又は忌避の申立てについての決定等）

第九十四条の四 除斥又は忌避については、その
申立てに係る審判官以外の審判官が審査により
決定をする。ただし、その申立てに係る審判官
は、意見を述べることができる。

2 前項の決定は、書面で行い、かつ、理由を付
さなければならぬ。

3 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その

申立てについての決定があるまで審査手続を中
止しなければならない。ただし、急速を要する
行為については、この限りでない。

（審理の方式）

第九十四条の五 審理は、口頭審理による。ただ
し、審判長は、審査請求人又は参加人の申立て
により、書面審理によるものとすることができ
る。

2 審判長は、前項の規定により口頭審理による
審理をするときは、その期日及び場所を定め、
その旨を記載した書面を審査請求人等及び参加
人に送達しなければならない。ただし、当該事
件について出頭した審査請求人等又は参加人に
対しこれを告知したときは、この限りでない。

3 第一項の規定による口頭審理は、公開して行
う。ただし、審査請求人等又は参加人の申立て
があつたときは、公開しないことができる。

（職権による審理）

第九十四条の六 審判長は、審査請求人等又は参
加人が正当な理由がなく前条第二項の規定によ
り定めるところに従つて出頭しないときであつ
ても、審理手続を進行することができる。

（審理又は裁決の範囲）

第九十四条の七 審判長は、審査請求人が審査請
求の理由として主張しない事項については、審
理をし、又は裁決をしてはならない。

第九十五条及び第九十六条中「担当審判官」を
「審判長」に改める。

第九十七条第一項中「担当審判官」を「審判長」に
改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」とい
う。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所を
「国税審判庁」に、「担当審判官」を「審判長」に改
め、同条第三項中「国税不服審判所」を「国税審判
庁」に改め、同条第四項中「国税不服審判所長」を
「国税審判庁長官」に改める。

第九十八条第一項及び第二項中「国税不服審判
所長」を「審判長」に改め、同条第三項を次のよう
に改める。

3 裁決は、次に掲げる事項を記載した文書をも

つて行い、裁決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならぬ。

一 審査請求人等及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査事件の表示

三 裁決の結論及び理由

四 裁決の年月日

4 国税審判庁長官は、裁決があつたときは、裁決の謄本を審査請求人、原処分庁（第七十五条第二項第一号（国税局の職員）の調査に係る処分についての異議申立て）に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む）、参加人及び審査に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第九十九条から第一百一条までを次のように改める。

第九十九条から第一百一条まで 削除

第一百零三条中「国税不服審判所長」を「審判長」に改める。

第一百零四条第一項中「国税不服審判所長（以下「国税不服審判所長等」という。）を「審判長（以下「審判長等」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百零五条第四項から第七項までの規定中「国税不服審判所長」を「審判長」に改める。

第一百零六条第三項及び第四項並びに第七十七条第四項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百零八条第二項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第五項中「国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）を「審判長等」に改める。

第一百零九条第一項から第三項までの規定中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第四項中「担当審判官」を「審判長」に改め、同条第五項中「（第一百零一条第一項（異議申立て）に関する規定の準用）において準用する場合を含む。」を削る。

第一百十二条中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第一百十三条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に、「首席国税審判官」を「地方国税審判局長」に改める。

第一百十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その不服が、国税庁長官の発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（従前の手続の効力）

2 この法律の施行前に改正前の国税通則法（以下「旧法」という。）の規定により国税不服審判所長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続は、改正後の国税通則法（以下「新法」という。）の相当規定により国税審判庁長官に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続とみなし、新法第八章第一節の規定を適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（他の法律の一部改正）

4 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条中「国税庁」を「国税審判庁若しくは地方国税審判局又は国税庁」に、「又は」を若しくはに改める。

第七十一条第二項中「（第十五条第一項第三号）を「（第十五条第一項第四号）に改める。

第七十三条第一項中「（国税不服審判所長）を「（国税審判庁の審判長）に改める。

5 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

審判官を「国税審判庁の審判長」に改める。

6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六條第七項中「（国税不服審判所）を「（地方国税審判局）に改める。

7 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「（国土庁）を「（国土庁 国税審判）」に改める。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「（国税不服審判所以外の）を削る。

第三十九條を削り、第三十九條の二を第三十九條とする。

第四十一条第一項の表中国税審査会の項を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四十億圓、平年度約百億圓の見込みである。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等（第二十三条・第二十四条）を「削除」に改める。

第二條第十八号イ（中）第二十三條（受取配当等の益金不算入）を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

8 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「（国土庁）を「（国土庁 国税審判庁）」に改める。

第十八條の表中国土庁の項の次に次のように加える。

金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時点における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数（を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三條（定義）に規定する学校法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四

十五号)第二十二条(定義)に規定する社会福祉法人 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額(当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円)

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

第三十七条第九項中「第三項を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行うものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをした場合において、その繰り入れた金額(その金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額)が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

四 私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

第三十七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する前項第三号イの規定の適用については、同号イ中「年二百万円」とあるのは、「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 第二項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。
内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権(これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。)の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時点における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。) 千分の十六(当該事業年度終了の時点において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人(以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。)又は割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義)に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人)については、千分の二十)

二 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含む。) 千分の十二(中小法人については、千分の十五)

三 金融及び保険業 千分の三

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十

(中小法人については、千分の十二)
第五十五条第一項中「金額については」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見込額の百分の二十五(中小法人にあつては、百分の五十)に相当する金額から当該事業年度終了の時点における前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給付引当金勘定の金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。
内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれその金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一億円以下の金額 百分の三十七
二 一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二
三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第六十六条第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中、一億円」とあるのは「二億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二 割除
第八十一条第一項中「内国法人の青色申告書」を「内国法人当該事業年度終了の時点において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社を除く。以下この条において同じ。の青色申告書」に改める。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二 割除
第九十九条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれその金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七
二 五億円を超える金額 百分の四十一

第二百二条第一項第三号中「あるときは、」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「当該金額」を「同条同項同号に掲げる金額」に、「に百分の四十(協同組合等については、百分の二十三)」を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第一百五條第一項を次のように改める。
内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれその金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七
二 五億円を超える金額 百分の四十一

第一百四十三條第一項を次のように改める。
外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条(外国法人に係る法人税の課税標準)に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれその金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一億円以下の金額 百分の三十七
二 一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第一百四十三條第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中、一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年

度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「に、七百万円」を「千万円」に改める。
別表第二第一号の表の学校法人の項中（昭和二十四年法律第二百七十九号）を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二号第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第八十一条（新法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に改め、「第一節の二 配当所得（第八条の二、第九条）を削り、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二条、第四十二条の二）を削除」に、「第四十二条の三、第四十二条の四」を「第四十二条の

二・第四十二条の三」に、「第六十八条」を「第六十八条の三」に改める。

第三条から第三条の三までの規定を次のように改める。

第三章 削除

第二章第一節の二の節名を削る。

第八条の二から八条の五までの規定を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条の二第一項及び第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のう

ち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。

第二十六条第一項中「各年」を「昭和五十六年までの各年」に改める。

第二十七条中「個人が」を「個人が、昭和五十六年十二月三十一日までに」に改める。

第二十九条の四第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「四千万円」を「三千万円」に、「八千万円」を「六千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額」に改める。

第三十一条の二第二項第一号中「四千万円」を「三千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「八千万円」を「六千万円」に、「四分の三」を「当該超える部分の金額」に改める。

第三十一条の三第一項中「八千万円」を「六千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「六千万円」を「四百五十万円」に、「四千万円」を「三千万円」に改める。

第四十一条第一項中「新築住宅」を「建築住宅」に、「建築の工事」を「建築工事（新築、増築又は改築の工事）」に改め、次項において同じ。に、「建築後」を「新築後」に改め、同条第二項中「新築住宅」を「建築住宅」に改める。

第四十一条の二を次のように改める。

第四十一条の三を次のように改める。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四十二条 削除

第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定す

る相互会社（以下単に「相互会社」という。）を除く。）を加え、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。

第四十二条の四第七項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の三とする。

第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）を加える。

第四十五条の二第二項及び第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十五条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十五条の四第一項第一号及び第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）を加える。

第五十四条第一項中「五億円」を「一億円」に、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の六・六（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人）については、千分の十三・六」を「千分の十三・六」に、「千分の九（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人）については、千分の十八・四」を「千分の十八・四」に改める。

第五十五条第一項中「内国法人」の下に「当該事

業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社並びに」を加える。

第五十六條の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十六條の四及び第五十六條の五を次のように改める。

第五十六條の四及び第五十六條の五 削除

第五十六條の六第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十六條の八を次のように改める。

第五十六條の八 削除

第五十六條の十第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十七條第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十七條の二を次のように改める。

第五十七條の二 削除

第五十七條の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加え、「（昭和十四年法律第四十一号）を削り、同条第六項中「において準用する前条第五項」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を次のように改める。

9 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額で当該積立てをした事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日以後第六項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額から成るものとみなす。

第五十七條の四第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加え、同条第三項中「第五十七條の二第五項を「前条第九項」に改め、同条第五項中「第五十七條の二第五項及び第六項」を「前条第九項及び第十項」に改める。

第五十七條の五中「保険業法に規定する」を削る。

第五十七條の五中「保険業法に規定する」を削る。

第五十七條の五中「保険業法に規定する」を削る。

第五十八條第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十八條の二第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十八條の二第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時に、資本金又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第六十一條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「の百

分の九十」を削り、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額を」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三條第一項中「第四十二條第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に、「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第六十四條第六項中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第六十七條第一項中「各事業年度」を「昭和五十六年十二月三十一日までの日を含む各事業年度」に改める。

第六十七條の四第六項中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改める。

第三章第八節に次の二条を加える。

（中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例）

第六十八條の二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内にその法定納期限（国税通則法第二條第八号に規定する法定納期限をいう。）の到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八條の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内国法人（清算中のものを除く。）のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日に、政治献金の損金不算入）

第六十八條の三 法人が各事業年度において政治資金規正法第三條第一項に規定する政治団体、

同条第二項に規定する政党若しくは同法第五條第一項に掲げる団体又は同法第三條第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四條第二項に規定する政治活動に関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七條第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

附則 第四條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三十一條から第三十一條の三まで及び第四十一條の改正規定並びに附則第四條の規定は、昭和五十七年一月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二條 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得等に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 施行日前に支払を受けるべき旧法第八條の二第一項、第八條の四第一項、第八條の五第一項又は第九條に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第四條 新法第四十一條第一項の規定は、居住者が同項に規定する家屋を昭和五十七年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一條第

一項に規定する家屋を昭和五十六年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第五条 施行日前に発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税(清算中の事業年度分の法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十六年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは、昭和五十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額(昭和五十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度については、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)で除して計算した金額)」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

算中の内国法人が、施行日を含む事業年度に同項に規定する配当等の金額を受けた場合においては、同項の規定は、なお、その効力を有する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九条 法人(当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社(以下単に「相互会社」という。)に限る。次条第一項、第三項、第四項、第十三項及び第十四項において同じ。)が施行日前に旧法第四十三条第一項に規定する特定設備等を同項の政令で定める期間内に取得、製作若しくは建設した場合における当該特定設備等については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十条 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金を積み立てている法人(当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下第八項、第十項、第十一項、第十五項及び第十六項並びに次条において同じ。)が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五条第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例による。

4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外

投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第四項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六条の三第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

6 旧法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特定鉄道工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する原子力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特定ガス導管工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

9 旧法第五十六条の八第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第五項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

10 旧法第五十六条の十第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する

同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

11 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

12 旧法第五十七条の二第一項の洪水準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二号に規定する洪水準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

13 旧法第五十七条の三第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として同条第六項から第九項まで及び第十一項の規定の例による。

14 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

15 旧法第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

16 旧法第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金

を積み立てている法人の当該海外探鉱準備金に係る同項に規定する海外自主開発法人の同条第九項に規定する特定株式等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。
(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十一条 法人が施行日前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー(2、4、7及び9に掲げるものを除く。)	三〇%
2 小型普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三二〇センチメートルを超え、幅が一四〇センチメートルを超え、又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるもの及び電気モーターとし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、4に掲げるものを除く。)、小型キャンピングカー(四輪駆動式のもの及び電気モーターとし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が二、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいう。)	一七・五%
3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器	一七・五%
4 軽普通乗用四輪自動車(四輪駆動式のもので、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のもの及び電気モーターとし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの並びにその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のものをいう。)	一五%
5 乗用兼用貨物自動車(6から9までに掲げるものを除く。)	一〇%
6 雪上スクーター	一〇%
7 大型乗用三輪自動車(電気モーターとし、長さが三二〇センチメートルを超え、又は幅が一四〇センチメートルを超えるもの及びその他のもの)	一〇%

一、物品税法の一部を改正する法律案
一、印紙税法の一部を改正する法律案
一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
別表第六号中「敷物類」の下に「第九号5に掲げるものを除く。」を加える。
別表第七号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

8 軽乗用兼用貨物自動車(電気モーターとし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。)	一〇%
9 小型乗用三輪自動車(電気モーターとし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいう。)	五%
10 温水暖房機並びにガス温水ボイラー及び液体燃料温水ボイラー	一五%
11 冷水製造機	一五%
12 冷房用又は暖房用の放熱器	一五%
別表第九号中「及び電気掛布」を、「電気掛布及び電気敷物」に改め、「湯沸かし器」の下に「(10に掲げるものを除く。)」を、「冷水器」の下に「(11に掲げるものを除く。)」を加え、「及び電気脱水機並びに」を「電気脱水機、衣類乾燥機及び」に、「9 扇風機及び冷風扇」を「15%」を	一五%
9 扇風機及び冷風扇	一五%
10 温水暖房機並びにガス温水ボイラー及び液体燃料温水ボイラー	一五%
11 冷水製造機	一五%
12 冷房用又は暖房用の放熱器	一五%
別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。	
1 大型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートルを超えるブラウン管を使用したものをいう。)	二〇%
2 大型テレビジョン映像投影機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいう。)	二〇%
3 小型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートル以下及びブラウン管)	二〇%

のブラウン管を使用したものをいう。及びそのブラウン管	一五%
4 小型テレビジョン映像投写機（結像時の映像面の最大径が六九センチメートル以下のものをいう。）及びテレビジョン映像投写機の小型スクリーン（投写面の最大径が六九センチメートル以下のものをいう。）	一五%
5 磁気映像プレーヤー及び磁気映像録画機	一五%
6 テレビジョンチューナー	一五%
7 テレビジョン撮像機並びにそのレンズ及び撮像管	一五%
8 蓄音機（アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。）並びに蓄音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード選択機	一五%
9 ステレオ式の磁気音声再生機（アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード演奏装置を含む。）及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー	一五%
10 ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器（他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。15において同じ。）で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの以外のもの	一五%
11 複合型スピーカースystem	一五%
12 蓄音機用又は磁気音声再生機用のレコード	一五%
13 ラジオ受信機（10及び15に掲げるものを除く。）	一〇%
14 磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー（9に掲げるものを除く。）	一〇%
15 マイクホン、ラジオ受信機（マイクホンミキサーを有するもの又は幅若しくは高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもので、その出力が二五ワット以上のものに限り、拡声用増幅器（10に掲げるものを除く。）及びスピーカースystem（11に掲げるものを除く。）	五%

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年五月一日から施行する。

（一般的経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

（暫定的非課税）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和五十六年九月三十日までの間にそ

の製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

一 改正後の物品税法別表（以下「新別表」という。）第二種第七号5に掲げる物品

二 新別表第二種第七号8に掲げる物品

三 新別表第二種第九号5に掲げる物品のうち、電気数物

四 新別表第二種第九号7に掲げる物品のうち、衣類乾燥機

五 新別表第二種第九号10に掲げる物品のうち、改正前の物品税法別表（以下「旧別表」という。）第二種第九号6に掲げる物品（改正前の物品税法（以下「旧法」という。）において課税物品に該当することとされていたものに限る。）に該当しないもの

物 品 名	期 間	税 率
1 新別表第二種第七号3に掲げる物品	施行日から昭和五十六年九月三十日まで	一五%
2 前条第一号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	五%
3 前条第三号から第六号までに掲げる物品	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	五%
4 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
5 前条第八号に掲げる物品	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
6 附則第七条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号4、6及び7に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
7 附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号3に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
8 前条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
9 附則第七条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号1及び2に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一〇%
10 附則第七条第一項第二号ハの物品のうち、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一月一日から昭和五十七年九月三十日まで	一五%

八 新別表第二種第一〇号5から7までに掲げる物品

（税率の暫定的軽減）

第四条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

(軽減税率適用物品の免税移出等に係る経過措置)

第五条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十八條の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日に当

該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二

免除の規定

追徴の規定

物品税法第十八条第一項

同法第十八条第八項

物品税法第二十三条第一項

同法第二十三条第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項

同法第十一条第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項

同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項

同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)

3

前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあり、及び前項中「その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替へるものとする。

一 前条の表の物品名欄1に掲げる物品
二 新別表第二種第七号2及び7に掲げる物品
(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過措置)

第六条 附則第四条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとな

つた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。
一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文
二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二條第六項本文(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は

第五項本文

2 前項の規定は、前条第三項各号に掲げる物品で、施行日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については一附則第四條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「施行日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(営業開廃申告に係る経過措置)

第七條 昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続き次に掲げる物品の製造をする者は、物品税法第三十五條第二項前段の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、当該製造に係る物品名、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

一 附則第三條各号に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの
二 次に掲げる物品のうち、昭和五十六年十月一日前においては、物品税法第九條の規定により物品税を課さないこととされているもので、同日以後同条の規定に該当しないこととなるもの

イ 新別表第二種第七号9に掲げる物品
ロ 新別表第二種第九号1、2及び4に掲げる物品、同号6に掲げる物品のうち湯沸かし器並びに同号7に掲げる物品のうち電気洗たく機
ハ 新別表第二種第一〇号1に掲げる物品のうち大型テレビジョン受像機、同号3に掲

げる物品のうち小型テレビジョン受像機及び同号15に掲げる物品のうちマイクホン
2 昭和五十六年十月一日において、同日前から引き続き物品税法第七條第一項の規定により、同項に規定する委託又は指示をすることにより前項各号に掲げる物品の製造とみなされる行為をする者は、同法第三十五條第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

3 物品税法第三十五條第二項前段又は第四項及び同法第四十六條第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者で昭和五十六年十月一日から起算して一月以内に第一項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

(手持品課税)

第八條 次の表の物品名欄に掲げる物品(課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所(第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む)で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合には、その合計数量)がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品(同項の確認を受けて所持するものを除く。)については、その者が当該物品の製造者として当該物品をその日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第七号2に掲げる物品	施行日	二〇個	二・五%
新別表第二種第七号3に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	一〇〇個	二・五%

附則第三條第一号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	五%
新別表第二種第七号7に掲げる物品	施行日	五〇個	五%
附則第三條第二号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	五%
前条第一項第二号イの物品	昭和五十六年一〇月一日	一〇〇個	五%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号1に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	一〇%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	五%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	五%
前条第一項第二号ロの物品のうち、新別表第二種第九号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五十六年一〇月一日	二〇個	五%
附則第三條第三号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ロに規定する湯沸かし器	昭和五十六年一〇月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ロに規定する電気洗たく機	昭和五十六年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第三條第四号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第三條第五号に掲げる物品	昭和五十六年一〇月一日	一〇〇個	五%

新別表第二種第九号11に掲げる物品	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五六年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第九号12に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ハに規定する大型テレビジョン受像機	昭和五六年一〇月一日	一〇〇個	一〇%
	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和五六年一〇月一日	二〇〇個	一〇%
	昭和五七年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	五%
前条第一項第二号ハに規定する小型テレビジョン受像機	昭和五六年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第七号に掲げる物品のうち、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの	昭和五六年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号6に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五七年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号7に掲げる物品	昭和五六年一〇月一日	一〇〇個	五%

品	昭和五七年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五八年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和五六年一〇月一日	二、五〇〇個	五%
前条第一項第二号ハに規定するマイ クロホン			

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、

當該物品の品名並びに當該品名ごとの數量及び
価額その他政令で定める事項を記載した申告書
を、當該物品が同項の規定により製造場から移
出されたものとみなされた日から起算して一月
以内に、その貯藏場所の所在地の所轄稅務署長
に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八条第三項

の廃棄がされた場合を含む。において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴

収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきそ

の者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還

付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

(罰則に係る経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部
を次のように改正する。

第十二条の見出し中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第一項中「別表第一第二十三号」の下に「及び第二十四号」を加え、「政令で定める預貯金通帳」を「政令で定める通帳以下この条において「預貯金通帳等」という。」に、「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に改め、同条第三項中「預貯金通帳」を「預貯金通帳等」に改め、同条第四項中「当該預貯金通帳」を「当該預貯金通帳等」に、「に係る預貯金と同一の種類の預貯金の」を「の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る」に改め、同条第五項第一号中「預貯金通帳の種類ごとの前

Figure 1. The effect of the number of trials on the mean number of correct responses. The number of trials was 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 120, 140, 160, 180, 200, 220, 240, 260, 280, 300, 320, 340, 360, 380, 400, 420, 440, 460, 480, 500, 520, 540, 560, 580, 600, 620, 640, 660, 680, 700, 720, 740, 760, 780, 800, 820, 840, 860, 880, 900, 920, 940, 960, 980, 1000, 1020, 1040, 1060, 1080, 1100, 1120, 1140, 1160, 1180, 1200, 1220, 1240, 1260, 1280, 1300, 1320, 1340, 1360, 1380, 1400, 1420, 1440, 1460, 1480, 1500, 1520, 1540, 1560, 1580, 1600, 1620, 1640, 1660, 1680, 1700, 1720, 1740, 1760, 1780, 1800, 1820, 1840, 1860, 1880, 1900, 1920, 1940, 1960, 1980, 2000, 2020, 2040, 2060, 2080, 2100, 2120, 2140, 2160, 2180, 2200, 2220, 2240, 2260, 2280, 2300, 2320, 2340, 2360, 2380, 2400, 2420, 2440, 2460, 2480, 2500, 2520, 2540, 2560, 2580, 2600, 2620, 2640, 2660, 2680, 2700, 2720, 2740, 2760, 2780, 2800, 2820, 2840, 2860, 2880, 2900, 2920, 2940, 2960, 2980, 3000, 3020, 3040, 3060, 3080, 3100, 3120, 3140, 3160, 3180, 3200, 3220, 3240, 3260, 3280, 3300, 3320, 3340, 3360, 3380, 3400, 3420, 3440, 3460, 3480, 3500, 3520, 3540, 3560, 3580, 3600, 3620, 3640, 3660, 3680, 3700, 3720, 3740, 3760, 3780, 3800, 3820, 3840, 3860, 3880, 3900, 3920, 3940, 3960, 3980, 4000, 4020, 4040, 4060, 4080, 4100, 4120, 4140, 4160, 4180, 4200, 4220, 4240, 4260, 4280, 4300, 4320, 4340, 4360, 4380, 4400, 4420, 4440, 4460, 4480, 4500, 4520, 4540, 4560, 4580, 4600, 4620, 4640, 4660, 4680, 4700, 4720, 4740, 4760, 4780, 4800, 4820, 4840, 4860, 4880, 4900, 4920, 4940, 4960, 4980, 5000, 5020, 5040, 5060, 5080, 5100, 5120, 5140, 5160, 5180, 5200, 5220, 5240, 5260, 5280, 5300, 5320, 5340, 5360, 5380, 5400, 5420, 5440, 5460, 5480, 5500, 5520, 5540, 5560, 5580, 5600, 5620, 5640, 5660, 5680, 5700, 5720, 5740, 5760, 5780, 5800, 5820, 5840, 5860, 5880, 5900, 5920, 5940, 5960, 5980, 6000, 6020, 6040, 6060, 6080, 6100, 6120, 6140, 6160, 6180, 6200, 6220, 6240, 6260, 6280, 6300, 6320, 6340, 6360, 6380, 6400, 6420, 6440, 6460, 6480, 6500, 6520, 6540, 6560, 6580, 6600, 6620, 6640, 6660, 6680, 6700, 6720, 6740, 6760, 6780, 6800, 6820, 6840, 6860, 6880, 6900, 6920, 6940, 6960, 6980, 7000, 7020, 7040, 7060, 7080, 7100, 7120, 7140, 7160, 7180, 7200, 7220, 7240, 7260, 7280, 7300, 7320, 7340, 7360, 7380, 7400, 7420, 7440, 7460, 7480, 7500, 7520, 7540, 7560, 7580, 7600, 7620, 7640, 7660, 7680, 7700, 7720, 7740, 7760, 7780, 7800, 7820, 7840, 7860, 7880, 7900, 7920, 7940, 7960, 7980, 8000, 8020, 8040, 8060, 8080, 8100, 8120, 8140, 8160, 8180, 8200, 8220, 8240, 8260, 8280, 8300, 8320, 8340, 8360, 8380, 8400, 8420, 8440, 8460, 8480, 8500, 8520, 8540, 8560, 8580, 8600, 8620, 8640, 8660, 8680, 8700, 8720, 8740, 8760, 8780, 8800, 8820, 8840, 8860, 8880, 8900, 8920, 8940, 8960, 8980, 9000, 9020, 9040, 9060, 9080, 9100, 9120, 9140, 9160, 9180, 9200, 9220, 9240, 9260, 9280, 9300, 9320, 9340, 9360, 9380, 9400, 9420, 9440, 9460, 9480, 9500, 9520, 9540, 9560, 9580, 9600, 9620, 9640, 9660, 9680, 9700, 9720, 9740, 9760, 9780, 9800, 9820, 9840, 9860, 9880, 9900, 9920, 9940, 9960, 9980, 10000. The number of correct responses was 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240,

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（税印による納付の特例に関する経過措置）

第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）

第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

2 前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

（過怠税の徴収に関する経過措置）

第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

2 指定日以後、新法第二十条の規定により、指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを千円とする。

第十条中「左の」を「次の」に、「乙」その他の有価証券の譲渡

「万分の五十五」に、「乙」その他の有価証券の譲渡

第十二条を次のように改める。

（その他の方法による納付）

第十二条 有価証券取引税の納税義務者は、前二条の規定の適用がある場合を除き、有価証券の譲渡をした日の翌日までに、当該有価証券の譲渡につき課せられるべき有価証券取引税を政府に納付しなければならない。この場合において、当該納税義務者は、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、当該有価証券取引書に当該納付に係る領収証書をはり付けておかなければならない。

2 前項の規定により納付すべき有価証券取引税の額が政令で定める金額以下であるときは、当該有価証券取引税の納税義務者は、印紙をもつて、当該有価証券取引税を政府に納付することができる。この場合における当該有価証券取引税の納付は、同項に規定する有価証券取引書を有価証券取引税の額に相当する印紙をはり付け、かつ、当該有価証券取引書の紙面と印紙の

は、これを五百円とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律
有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

譲渡価額の万分の二を「乙」
譲渡価額の万分の一・五に、「万分の四十五」を

譲渡価額の万分の三を「乙」
譲渡価額の万分の四・五に改める。

彩紋とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消す方法によつてしななければならない。

3 第一項前段の有価証券取引税の納税義務者は、大蔵省令で定めるところにより、同項後段又は前項後段の規定により作成した有価証券取引書を保存しなければならない。

第十三条第二項中「前条第一項を」前条第一項前段に、「同項の規定による納付をしを」当該納付すべき有価証券取引税を納付しに改め、「同項の規定にかかわらずを」削る。

第二十一条中「第十二条第三項を」第十二条第一項又は第二項に改める。
第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「作偽」を「偽り」に改め、「第十一項第一項の下に、又は第十二条第一項を加え、免かれを」免れに改め、同項第三号を削る。
第二十四条中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の有価証券取引税法（次項において「新法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成される有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に作成された有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならない者は、施行日以後三年以内にする有価証券の譲渡につき課せられるべき有価証券取引税（同条第二項に規定する政令で定める金額以下である有価証券取引税を除く。）に限り、改正前の有価証券取引税法第十二条第一項及び第三項の規定の例により政府に納付することができる。この場合において、同項の規定の例により作成した有価証券取引書は、新法第十二条第二項後段の規定により作成した有価証券取引書とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第三号及び第三十六條第一項第三号中「第十二条第一項（印紙納付）」を「第十二条第一項（納付）」に改める。

昭和五十六年四月七日印刷

昭和五十六年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D